# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

# 年金記録確認大阪地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 27 件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 23 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 57 件

国民年金関係 14 件

厚生年金関係 43 件

#### 大阪国民年金 事案 5698

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から同年12月まで

私は、昭和48年に結婚し、51年9月から長女が保育所に入所したのをきっかけに、妻が私の国民年金の任意加入手続を行った。それ以後、転職せず、 国民年金に継続して加入している。

国民年金保険料の納付は、妻に任せていた。妻は、A市役所に勤めており、送られてきた納付書により、金融機関で納付したと言っている。妻はいつでも納付ができる状態であったので未納は無いはずである。

妻が納付した申立期間の国民年金保険料が未納となっていることは納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

特殊台帳、A市の国民年金に関する記録及び申立人所持の年金手帳を見ると、申立人は、昭和51年9月22日に任意加入で被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立人に係るオンライン記録を見ると、適宜被保険者資格の変更を行い、申立期間を除き現在まで国民年金保険料を未納無く納付していることが確認できることから、保険料の納付を担当していたとする申立人の妻の納付意識の高さがうかがえる。

一方、申立人は、その妻が納付書により、申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てているところ、A市では、「申立人に係る国民年金に関する記録を見ると、申立期間を含む昭和57年度及び58年度の保険料は、口座振替により収納することとされていたが、申立期間及び昭和58年10月から同年12月までの保険料は、口座振替できなかったと考えられる。この場合、督促のた

めに現年度保険料の納付書を発行することはせず、社会保険事務所(当時)からの過年度納付書の送付により対応していた。」と回答していることから、申立期間の保険料は、現年度納付されなかったことが考えられる。

しかし、申立人に係る特殊台帳を見ると、申立期間及び昭和58年10月から同年12月までの期間について社会保険事務所から申立人に対して未納催告が行われ、過年度納付書が発行された事跡が確認できる。そして、A市の国民年金に関する記録を見ると、申立人は、同年10月から同年12月までの国民年金保険料を60年11月18日に、61年7月の保険料を62年10月8日にそれぞれ過年度納付しており、未納の解消に努めていたことが確認できる。

以上を踏まえると、納付意識の高い申立人の妻が、3か月と短期間である申立期間の国民年金保険料について、過年度納付書を入手しておきながら、未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

#### 大阪国民年金 事案 5699

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月から同年 12 月まで

結婚して少したった昭和 46 年の夏頃、私の妻が、A市役所で私の国民年金の住所変更手続を行った際、前住地であるB市に住んでいた期間に国民年金保険料の未納期間があり、いついつまでなら保険料を遡って納付することができるという案内を受けた。このため、妻は、その窓口で、未納となっていた申立期間の保険料として、5,600 円前後の金額を遡って一括して納付した。なお、妻は、その際に領収書を受け取ったかどうかについては覚えていない。

また、その3年余り後にも、私の妻は、私の母親の国民年金について、私の場合と同様に遡って約13万円の国民年金保険料を3回(5万円、5万円及び3万円)に分けて納付した。いずれも期間を限って過去の未納期間の保険料が特別に納められるとの制度を利用したものである。

調査の上、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付している上、申立人の保険料を納付したとしている申立人の妻についても、国民年金への加入手続を行って以降、加入期間の保険料を全て納付し、申立人及びその妻の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の妻が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を遡って一括納付したと陳述している昭和46年の夏頃は、第1回特例納付の実施期間である上、一括納付したとしている保険料額は、申立期間を特例納付した場合の保険料額5,400円とほぼ一致している。

さらに、特殊台帳によると、申立人の氏名が誤って印字されており、納付記

録における申立人の氏名が適正に管理されていなかった可能性がうかがえる。加えて、申立人の妻は、申立期間に係る申立人の国民年金保険料を特例納付した約3年後、申立人の母親の保険料についても同様の制度で納付したとしているところ、その母親については、昭和49年11月頃に、第2回特例納付により36年4月から48年3月までの期間を納付したことがうかがえ、申立人の妻の説明と一致しており、申立人の保険料の納付をしていたとするその妻の説明に、不自然さはない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年6月までの期間、49年1月から同年3月までの期間及び同年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年3月

- ② 昭和48年4月から同年6月まで
- ③ 昭和49年1月から同年3月まで
- ④ 昭和49年7月から同年12月まで

私は、申立期間当時、A市(現在は、B市)の事業所に住み込みで働いており、その頃に国民年金への加入を求める通知が来たので手続を行い、その後、はっきりとは覚えていないが、集金人に国民年金保険料を納付していたと思う。

今まできっちり国民年金保険料を納付してきているのに、ねんきん特別便 を見ると、1年半ぐらいの未納期間があった。

後日、未納期間とされている期間のうち、6か月間について領収証書が出てきたにもかかわらず、社会保険事務所(当時)では、その部分しか認めてもらえず、憤慨している。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録における前後の手帳記号番号及び申立人が所持する国民年金手帳に押されている検認印からみて、A市において、昭和46年11月頃から47年2月頃までに払い出されたものと推認され、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間②、③及び④の国民年金保険料については、現年度納付することが可能である。

また、申立人は、納付記録の始まる昭和46年4月以降、申立期間②、③及

び④の合わせて1年間を除き、国民年金保険料を全て納付しており、納付意識 の高さがうかがえる。

さらに、オンライン記録を見ると、申立期間②及び③に挟まれた昭和 48 年7月から同年 12 月までの国民年金保険料について、当初は未納とされていたものの、申立人が当該期間の領収証書を所持していたことに伴い、平成 21 年10 月 19 日に納付済みに記録が訂正されており、当時における行政側の記録管理に不備があったことがうかがえる。

加えて、申立期間②、③及び④はいずれも短期間である上、前後の期間の国 民年金保険料は納付済みであることを踏まえると、当該期間についても同様に 現年度納付していたと考えても不自然ではない。

一方、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年11月頃から47年2月頃までに払い出されたものと推認されることから、この手帳記号番号の払出時点においては、申立期間①の国民年金保険料は集金人に納付することができない過年度保険料であるが、申立人は集金人以外に納付したことは無いと陳述している。

また、申立期間①の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人から申立期間①の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み 取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年6月までの期間、49年1月から同年3月までの期間及び同年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

#### 大阪国民年金 事案 5701

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から同年3月まで

国民年金の加入について、時期は定かではないが、私自身が、A市役所で 手続をしたと思う。

手続後は、定期的に自宅へ来ていた集金人に国民年金保険料を納付しており、申立期間についても、同様に納付したはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

# 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和40年3月27日に、夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、オンライン記録を見ると、国民年金手帳記号番号の払出以降の国民年金保険料は、申立期間及び平成10年9月から11年3月までの期間を除き全て納付済みとなっており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間は3か月と短期間である上、前後の期間の国民年金保険料は現年度納付しており、納付意識の高い申立人が、申立期間の保険料のみ納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

申立人のA社における資格取得日は昭和 23 年8月1日、資格喪失日は 25 年 10 月 21 日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 23 年 8 月から同年 12 月までは 2,700 円、24 年 1 月から同年 4 月までは 4,500 円、同年 5 月から 25 年 9 月までは 5,000 円とすることが妥当である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正13年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年8月1日から27年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した 申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社で勤務していたのは間違 いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶する複数の元同僚の被保険者記録が申立期間に確認できることから判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時に同社で勤務していたことが推認できる。

一方、当該被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)において、申立人と同姓同名で生年月日も同じ者に係る基礎年金番号に未統合の被保険者記録(資格取得日は昭和23年8月1日、資格喪失日は記載されていない。)が確認できる。

また、昭和25年10月21日に書き換えられたと考えられるA社に係る前述の被保険者名簿を見ると、同名簿に記録されている者全員について資格喪失日の記載は無い。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。また、申立人は、少なくとも前述の被保険者名簿の書換時期まではA社で被保険者であったと考えられることから、申立人

の同社における資格取得日は昭和23年8月1日、資格喪失日は25年10月21日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、前述の被保険者名簿及び旧台帳の記録から、昭和23年8月から同年12月までは2,700円、24年1月から同年4月までは4,500円、同年5月から25年9月までは5,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和25年10月21日から27年4月1日までの期間については、申立人は当委員会のヒアリングにおいて、「A社を退職したのは、昭和25年ないし26年頃だった。退職後は、1年ほど自営し、その後、B社に入社した。」と陳述しているところ、申立人のオンライン記録を見ると、申立人が、B社が厚生年金保険の適用事業所となった同年5月12日に同社で資格を取得していることが確認できる上、A社は、時期は不明であるが、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、申立人が当該期間に厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保 険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立 期間の標準賞与額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和57年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間に支給された賞与の記録が無いことが分かった。賞与支払明細書により、賞与の支給及び保険料の控除が確認できるので、申立期間の標準賞与額を記録してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の賞与支払明細書及びA社提出の現金出納帳等から、申立人は、 申立期間に20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与 から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「納付したと思う。」としているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和27年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正10年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月1日から同年6月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A 社B支店に正社員として勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いと の回答をもらった。申立期間は、同社B支店に継続して勤務していたので、 厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注)申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

#### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立期間前後の申立人の厚生年金保険被保険者記録及び申立人の妻の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和27年5月1日にA社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における 昭和27年6月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当であ る。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は経営破綻し、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、清算人から保険料の納付等についての回答は無く、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざる

# を得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立人のA社における資格喪失日は平成4年1月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成3年8月及び同年9月は34万円、同年10月から同年12月までは41万円とすることが妥当である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月31日から4年1月1日まで

ねんきん定期便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間の給与明細書を見ると、保険料が控除されているので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人提出の給与明細書から、申立人が申立期間も継続してA社に勤務し、給与から保険料が控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、平成2年9月28日にA社で被保険者資格を取得し、その後、3年10月1日に標準報酬月額の定時決定を受けているところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日(平成4年1月1日)より後の4年3月3日付けで、当該定時決定の記録が取り消されるとともに、3年8月31日とする資格喪失日が記録されている事が確認できる。

また、オンライン記録によれば、申立人同様に、事業主及び複数の元従業員についても、定時決定記録の取消しと遡及した資格喪失日に記録が行われていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成3年8月31日に資格を喪失した旨の記録は事実に即したものとは考え難く、当該処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理の記録は有効なものとは認められないことから、申

立人の資格喪失日は、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日及び申立期間後に勤務した同社の関連事業所における資格取得日の記録から、4年1月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の資格喪失記録前のオンライン記録から、平成3年8月及び同年9月は34万円、同年10月から同年12月までは41万円とすることが妥当である。

大阪厚生年金 事案 11086 (事案 2062 の再申立て)

# 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は平成7年9月1日、資格喪失日は同年 12月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険 者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和10年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月1日から同年12月1日まで

私は、A社で勤務していたが、同社が厚生年金保険の適用事業所となった 平成7年9月1日に被保険者資格を取得した。しかし、12年7月に社会保 険事務所(当時)で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、同社における 申立期間の加入記録が取り消されていることが判明した。

申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できないとして、年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、認められない旨の通知を受けた。

しかし、申立期間中は、健康保険被保険者証を使用して2か所の医療機関に通院しており、当時の資料も見つかった。また、平成8年の初旬にそれぞれの医療機関から、通院した際の診療報酬が支払われない旨の問合せがあったので、社会保険事務所に連絡したところ、当方から支払っておくとの回答があり、私自身は自己負担分以外の医療費の請求を受けたこと、及び支払ったこともない。

これらのことから、申立期間は厚生年金保険に加入していたはずであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間に係る申立てについては、i)社会保険庁(当時)の記録等によれば、A社は平成7年9月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となり、同年12月1日付けで適用廃止(全喪)しているが、B県知事により8年1月22日付けで、当該新規適用及び適用廃止の取消処理が行われたことにより、

申立人のA社での厚生年金保険の加入記録も取り消されているところ、申立人は、当該処分を不服として、17年8月\*日に、B県知事が被保険者資格取得の取消しを確認した処分が無効であるとの確認の訴えをE裁判所に起こしたものの、19年6月\*日に請求を棄却されており(控訴審及び上告審においても棄却)、当該裁判の1審の判決文等によると、管轄社会保険事務所は、調査の結果、A社が適用事業所となった当初から適用事業所としての実体を有していなかったと判断し、新規適用の取消しを行ったものであり、裁判所は、その判断の過程に明白に不合理な点はないと認定していること、ii)申立人以外の関係者から事情聴取することができず、社会保険事務所の判断を覆すに足りる在籍等をうかがわせる関連資料及び周辺事情等は見当たらないことなどから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできないとの当委員会の決定に基づき、20年8月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

オンライン記録によると、上記のとおり、当初、A社が厚生年金保険の適用 事業所となった日は平成7年9月1日と記録され、申立人は同日付けで被保険 者資格を取得していたところ、同社が適用事業所ではなくなった同年12月1 日よりも後の8年1月22日付けで遡及して適用事業所の取消処理が行われて いることが確認でき、当該取消処理に併せて、申立人を含む全ての被保険者(4 人)は、遡及して被保険者資格を取り消されていることが確認できる(当初記 録されていた申立人の資格取得日は、平成7年9月1日、資格喪失日は、同年 12月1日)。

一方、当時の事業主は、上記裁判の証人として、「申立人は、当時、F業務に従事していた。また、A社では、事務員を雇って記帳等を担当させていた。」旨を陳述していることを踏まえると、A社が申立期間において一定の事業活動を行っていたことを必ずしも否定できず、事業所としての実体を有していなかったとする明白な事情までは見当たらない。

また、申立人は、今回の再申立てに当たり、申立期間を、上記の取消処理に伴って被保険者資格が取り消された平成7年9月1日から同年12月1日までの期間に変更するとともに、新たな資料として、「C医院における血液検査結果」を提出しているところ、C医院、及び申立人が当時、診療を受けていたとするD医院からは、「申立期間中に申立人を診察した。」旨の回答が得られたほか、商業登記簿によると、申立人は、申立期間中もA社の取締役に就任していたことが確認できることなどから、申立人の申立期間における在籍が推認できる。なお、上記裁判において、申立人の勤務実態が無かったことを明らかとする当時の事業主の具体的な陳述は見当たらなかった。

他方、A社における従業員等の勤務実態が確認できる出勤簿及び賃金台帳等は保存されておらず、上記の裁判においても提出されていないことから、当時の事業主は、これら資料を整備していなかったことを否定できない中で、オン

ライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった平成7年9月1日付けで、全ての被保険者に対して一律に新規の厚生年金保険被保険者台帳記号番号が払い出されていることから判断すると、管轄社会保険事務所における審査の過程において、同社の事業実態及び従業員の勤務状況等に対する調査は必ずしも十分であったとまでは言い難い。

また、管轄社会保険事務所調査官が作成した「復命書」によると、A社は、当時、厚生年金保険料を滞納していたことが確認できるところ、当時の事業主は、上記裁判での陳述において、「当該取消処理より以前のことであるが、滞納していた保険料について管轄社会保険事務所職員と相談していた中で、休業を理由とした『全喪届』の提出を誘導された。」旨を陳述している。

さらに、A社に対する上記の全喪処理も当該取消処理に伴って取り消されているものの、一旦、当該全喪届が有効なものとして受け付けられた上、処理されていたことが確認できる。

加えて、当時の事業主は、当該取消処理が行われたとみられる時期に「適用取消した経過」と称した書類を作成しており、「A社は、資金繰りがつかないため閉鎖するに至った。従業員に生じた問題は事業主が責任を取る。」旨の記載が確認できるものの、上記の復命書によると、管轄社会保険事務所が同社の経営状況等について調査を行った事跡は見当たらないほか、適用事業所に対する適用の取消処理が行われた場合には、原則として、被保険者に対する事実確認を行い、被保険者資格が取り消される旨を通知していたところ、これらが行われたことをうかがわせる関連資料等も見当たらない。

なお、商業登記簿によると、申立人は、申立期間前の平成7年6月3日には 既にA社の代表取締役を退任しているほか、上記「復命書」、及び上記裁判に おける当時の事業主の陳述によると、社会保険事務所職員と面談していた者は、 申立人の後任の代表取締役であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、A社は、申立期間において厚生年金保険法に 定める適用事業所としての要件を満たしていたと判断されるところ、社会保険 事務所が遡及して適用事業所の取消処理を行う合理的な理由は見当たらず、申 立人の被保険者資格に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び 喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、資格取得日は平 成7年9月1日、資格喪失日は同年12月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該取消処理前の申立人のA社に係るオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所(現在は、A社)における資格取得日に係る記録を昭和45年5月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月17日から同年6月1日まで 年金事務所に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、昭和45年5月 17日から同年6月1日までの記録が無いとの回答を受けた。

私は、申立期間もA社に継続して勤務しており、厚生年金保険料も毎月控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

A社提出の在籍期間証明書及び同社の回答から判断すると、申立人は、申立期間も継続して同社に勤務し(昭和45年5月16日にA社C営業所からA社B営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和45年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

# 大阪厚生年金 事案 11088

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月11日から40年11月19日まで

日本年金機構から脱退手当金の確認はがきが送付されてきたところ、私が 勤務した期間のうち、A社での厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済 みとの記載があった。脱退手当金が支給済みとなっていることは、平成 11 年1月に年金の裁定請求を行った時に知ったが、その当時はどうしたら良い のか分からなかった。

脱退手当金の請求も受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保 険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間の脱退手当金は、支給対象期間となっているA社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約37か月後の昭和43年12月27日に支給決定されていることが確認でき、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は昭和 40 年 11 月\*日に婚姻し、改姓しているところ、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられることから、申立人が脱退手当金を請求したとも考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間以前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっており、申立人が当該期間を失念するとは考えにくい。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成17年1月30日の標準賞与額に係る記録を、80万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年1月30日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、A社保管の賃金台帳によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賃金台帳により、申立人は、申立期間に支給された賞与において、 80 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後(平成 21 年 6 月 29 日)に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成 17 年 1 月 30 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成17年1月30日は35万2,000円、同年7月31日は30万円、18年1月29日、同年7月24日及び19年1月28日は35万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和35年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年1月30日

② 平成17年7月31日

③ 平成18年1月29日

④ 平成18年7月24日

⑤ 平成19年1月28日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、A社保管の賃金台帳によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賃金台帳により、申立人は、申立期間に支給された賞与において、 平成17年1月30日は35万2,000円、同年7月31日は30万円、18年1月29日、同年7月24日及び19年1月28日は35万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後(平成 21 年 6 月 29 日)に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成 17 年 1 月 30 日、同年 7 月 31 日、18 年 1 月 29 日、同年 7 月 24 日及び 19 年 1 月 28 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成17年1月30日は100万円、同年7月31日は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年1月30日

② 平成17年7月31日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、A社保管の賃金台帳によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賃金台帳により、申立人は、申立期間に支給された賞与において、 平成17年1月30日は100万円、同年7月31日は20万円の標準賞与額に基づ く厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後(平成 21 年6月29日)に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年1月30日及び同年7月31日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成17年1月30日は18万円、同年7月31日は10万8,000円、18年1月29日は11万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和37年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年1月30日

② 平成17年7月31日

③ 平成18年1月29日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、A社保管の賃金台帳によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賃金台帳により、申立人は、申立期間に支給された賞与において、 平成17年1月30日は18万円、同年7月31日は10万8,000円、18年1月29日は11万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後(平成 21 年 6 月 29 日)に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成 17 年 1 月 30 日、同年 7 月 31 日及び 18 年 1 月 29 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成17年1月30日及び同年7月31日は26万2,000円、18年1月29日は25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和49年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年1月30日

② 平成17年7月31日

③ 平成18年1月29日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、A社保管の賃金台帳によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賃金台帳により、申立人は、申立期間に支給された賞与において、 平成17年1月30日及び同年7月31日は26万2,000円、18年1月29日は25 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後(平成 21 年 6 月 29 日)に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成 17 年 1 月 30 日、同年 7 月 31 日及び 18 年 1 月 29 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成17年7月31日は10万円、18年1月29日、同年7月24日及び19年1月28日は11万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月31日

② 平成18年1月29日

③ 平成18年7月24日

④ 平成19年1月28日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、A社保管の賃金台帳によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賃金台帳により、申立人は、申立期間に支給された賞与において、 平成17年7月31日は10万円、18年1月29日、同年7月24日及び19年1 月28日は11万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について は、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後(平成 21 年6月29日)に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年7月31日、18年1月29日、同年7月24日及び19年1月28日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成17年7月31日の標準賞与額に係る記録を、27万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和29年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月31日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、A社保管の賃金台帳によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賃金台帳により、申立人は、申立期間に支給された賞与において、 27 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後(平成 21 年 6 月 29 日)に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成 17 年 7 月 31 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成18年1月29日は20万円、同年7月24日は10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年1月29日

② 平成18年7月24日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、A社保管の賃金台帳によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賃金台帳により、申立人は、申立期間に支給された賞与において、 平成18年1月29日は20万円、同年7月24日は10万円の標準賞与額に基づ く厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後(平成 21 年6月29日)に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年1月29日及び同年7月24日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成17年1月30日及び同年7月31日は18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和51年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年1月30日

② 平成17年7月31日

③ 平成18年1月29日

④ 平成18年7月24日

⑤ 平成19年1月28日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、A社保管の賃金台帳によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賃金台帳により、申立人は、平成17年1月30日、同年7月31日、18年1月29日、同年7月24日及び19年1月28日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額(平成17年1月30日及び同年7月31日は18万3,000円、平成18年1月29日、同年7月24日及び19年1月28日は18万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが

認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後(平成 21 年6月29日)に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年1月30日、同年7月31日、18年1月29日、同年7月24日及び19年1月28日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成17年1月30日及び同年7月31日は46万8,000円、18年1月29日は70万円、同年7月24日は50万円、19年1月28日は70万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和37年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年1月30日

② 平成17年7月31日

③ 平成18年1月29日

④ 平成18年7月24日

⑤ 平成19年1月28日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、A社保管の賃金台帳によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賃金台帳により、申立人は、平成 17 年 1 月 30 日、同年 7 月 31 日、18 年 1 月 29 日、同年 7 月 24 日及び 19 年 1 月 28 日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額(平成 17 年 1 月 30 日及び同年 7 月 31 日は46 万 8,000 円、18 年 1 月 29 日は70 万円、同年 7 月 24 日は50 万円、19 年 1 月 28 日は70 万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除され

ていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後(平成 21 年6月29日)に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年1月30日、同年7月31日、18年1月29日、同年7月24日及び19年1月28日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成17年1月30日及び同年7月31日は24万6,000円、18年1月29日、同年7月24日及び19年1月28日は25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和34年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年1月30日

② 平成17年7月31日

③ 平成18年1月29日

④ 平成18年7月24日

⑤ 平成19年1月28日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、A社保管の賃金台帳によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賃金台帳により、申立人は、平成17年1月30日、同年7月31日、18年1月29日、同年7月24日及び19年1月28日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額(平成17年1月30日及び同年7月31日は24万6,000円、18年1月29日、同年7月24日及び19年1月28日は25万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認め

られる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後(平成 21 年6月29日)に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年1月30日、同年7月31日、18年1月29日、同年7月24日及び19年1月28日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成16年7月9日、同年12月10日、17年7月8日、同年12月9日、18年7月10日及び同年12月8日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、16年7月9日は10万円、同年12月10日は23万6,000円、17年7月8日及び同年12月9日は24万5,000円、18年7月10日及び同年12月8日は25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち、平成20年7月1日から同年8月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月までの期間は、標準報酬月額34万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における20年7月の標準報酬月額に係る記録を34万円に訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和33年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年9月1日から20年8月1日まで

- ② 平成16年7月9日
- ③ 平成16年12月10日
- ④ 平成17年7月8日
- ⑤ 平成17年12月9日
- ⑥ 平成18年7月10日
- ⑦ 平成 18 年 12 月 8 日
- ⑧ 平成19年7月10日
- ⑨ 平成19年12月10日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が給与明細書に記載された総支給額より低く記録されていることが分かった。また、当該期間中に年に数回支給

されていた達成報酬及び申立期間②から⑨までに支給された賞与の記録も 無い。

給与明細書等を提出するので、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の 記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用するという厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、平成16年9月1日から20年7月1日までの期間、16年7月9日、同年12月10日、17年7月8日、同年12月9日、18年7月10日、同年12月8日、19年7月10日及び同年12月10日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、20年7月1日から同年8月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立て ているところ、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額(標準賞与額)を改定又は 決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉 控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額(賞与額)のそれぞ れに基づく標準報酬月額(標準賞与額)の範囲内であることから、これらの標準 報酬月額(標準賞与額)のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、申立期間②から⑦までの標準賞与額については、申立人から提出された賞与明細書により確認できる保険料控除額から、平成16年7月9日は10万円、同年12月10日は23万6,000円、17年7月8日及び同年12月9日は24万5,000円、18年7月10日及び同年12月8日は25万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与支払額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間®及び⑨については、申立人提出の賞与明細書から、申立人に対して当該期間に賞与が支給されていることが確認できるものの、当該賞与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、厚生年金特例法に基づく記録の訂正を認めることはできない。

申立期間①のうち、平成20年7月1日から同年8月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると24万円と記録されている。しかし、申立人から提出された給与明細書によると、当該期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月までの期間は、標準報酬月額34万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における平成20年7月の標準報酬月額に係る記録を34万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成16年9月1日から20年7月1日までの期間については、前述の給与明細書で確認できる保険料控除額に相当する標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、申立人は、申立期間において、11 回にわたり支給された達成報酬の記録が無いと主張しているが、日本年金機構B事務センターは、「当該達成報酬が、当該事業所の賃金規程等で業務成績に応じた歩合給とされている場合は報酬に含める。」旨回答している。そこで、A社の賃金規程を確認したところ、当該達成報酬については、歩合給としての性格が認められる上、前述の給与明細書を見ると、各支給月に「達成報酬」の項目が設けられていることから、当該月の給与の一部として支給されていたものと考えるのが自然である。

さらに、申立人のオンライン記録において、申立期間に標準報酬月額の随時 改定が行われた記録は見当たらず、また、当該達成報酬は、標準報酬月額の定 時決定の基礎となる毎年4月から6月までの期間には支給されていないこと から定時決定にも反映されていない。したがって、結果的に、申立人のオンラ イン記録の標準報酬月額は、当該達成報酬を含まない額となっており、申立人 は、前述のとおり、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により 給与から控除されていたことが、給与明細書により確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①のうち、平成16年9月1日から20年7月1日までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成6年8月1日から8年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、6年8月及び同年9月は28万円、同年10月から7年9月までの期間は32万円、同年10月から8年9月までの期間は34万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成8年10月1日から18年12月7日までの期間に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、8年10月は34万円、同年11月から9年2月までの期間は30万円、同年3月から同年6月までの期間及び同年9月は34万円、11年9月は38万円、16年7月は41万円、同年8月及び同年9月は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成8年10月1日から9年5月1日までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が、平成9年5月1日から同年7月1日までの期間、同年9月1日から同年10月1日までの期間、11年9月1日から同年10月1日までの期間及び16年7月1日から同年10月1日までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月1日から18年12月7日まで

私は、平成3年8月1日にA社に入社し、18年12月7日までは正社員として、その後は嘱託として現在も勤務している。年金事務所で記録されている申立期間の標準報酬月額のうち、特に6年8月から9年4月までの期間が、実際に受け取っていた給与額と大きく違っていることが分かった。納得がいかないので、標準報酬月額を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年8月1日から8年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、6年8月及び同年9月は28万円、同年10月から7年9月までの期間は32万円、同年10月から8年9月までの期間は34万円と記録されていたところ、同年2月28日付けで、6年8月1日に遡って9万8,000円に引き下げられており、引き下げ後の標準報酬月額が8年10月1日まで継続していることが確認できる。

また、事業主を含む同僚 12 人についても、申立人と同日付けで、遡って標準報酬月額を引き下げる訂正処理が行われている。

さらに、申立期間当時の事業主は、「当時、厚生年金保険料を滞納していたので社会保険事務所に相談したところ、標準報酬月額を遡って下方修正することを助言され、そのとおり行った。」と陳述している。

加えて、申立期間当時の事業主は、「申立人は社会保険の手続及び経理は行っておらず、標準報酬月額の遡及訂正には関与していない。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、平成8年2月28日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、申立人の標準報酬月額を6年8月1日に遡って引き下げる処理を行う合理的な理由は見当たらず、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、同年8月及び同年9月は28万円、同年10月から7年9月までの期間は32万円、同年10月から8年9月までの期間は34万円に訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定(平成8年10月1日)で、申立人の標準報酬月額は10万4,000円と記録されているところ、 当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見 当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

一方、申立人は、申立期間のうち、平成8年10月1日から18年12月7日までの期間についても、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給料明細書で確認できる保険料控除額及び報酬月額から、平成8年10月は34万円、同年11月から9年2月までの期間は30万円、同年3月から同年6月までの期間及び同年9月は34万円、11年9月は38万円、16年7月は41万円、同年8月及び同年9月は36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立

期間のうち、平成8年10月1日から9年5月1日までの期間について、申立期間当時の事業主は、申立人の報酬月額を実際の額よりも低く届け出ていたことを認めていることから、事業主は、給料明細書で確認できる保険料控除額等に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成9年5月1日から同年7月1日までの期間、同年9月1日から同年10月1日までの期間、11年9月1日から同年10月1日までの期間及び16年7月1日から同年10月1日までの期間については、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料を納付したか否かは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

他方、申立期間のうち、平成9年7月1日から同年9月1日までの期間、同年10月1日から11年9月1日までの期間、同年10月1日から16年7月1日までの期間及び同年10月1日から18年12月7日までの期間については、給料明細書で確認できる保険料控除額又は報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額、又はこれを下回っていることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

### 大阪厚生年金 事案 11102

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年3月1日から33年9月17日まで

② 昭和35年1月20日から37年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、同社B営業所に勤務していた申立期間については、脱退手当金が支給されたことになっている。しかし、脱退手当金という制度自体を知らなかったので、脱退手当金は請求も受給もしていない。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1年2か月後の昭和38年9月11日に支給決定されており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前のC社D営業所における被保険者期間、申立期間の間にあるA社本社における被保険者期間、及び申立期間より後のE社における被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっており、申立人が、これら3回の被保険者期間を失念するとは考え難い上、未請求となっている3回の被保険者期間のうち、申立期間の間にあるA社本社における被保険者期間については、申立期間と同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間となっていることは事務処理上不自然である。

さらに、申立人は、「E社を退職した後も別の事業所で働くつもりだった。」と陳述しているところ、脱退手当金が支給決定されたこととなっている日から20日後の昭和38年10月1日にF社において被保険者資格を再取得しており、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していた事情はうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

#### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、 平成 18 年 10 月から 19 年 1 月までの期間及び同年 4 月から同年 6 月までの期間は 18 万円、20 年 9 月から同年 11 月までの期間は 11 万 8,000 円に訂正する ことが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和52年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年10月1日から20年9月1日まで

② 平成20年9月1日から同年12月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A 社及びB社に勤務した期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与支 給額と相違していることが分かった。申立期間当時、事業主に対して厚生年 金保険料はきちんと納付したい旨を伝えていたのに、標準報酬月額が給与支 給額より低くなっていることに納得できない。申立期間の給与明細書を提出 するので、給与支給額に見合った正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額については、申立人及び事業主が提出した平成 18 年 12 月から 19 年 8 月までの期間及び同年 12 月から 20 年 12 月までの期間に係る給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額から判断すると、申立人は、当該期間のうち、18 年 12 月から 19 年 6 月までの期間及び 20 年 9 月から同年 11 月までの期間は、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料額を給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基

づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、当該期間のうち、平成 18年 12月及び19年1月並びに同年4月から同年6月までの期間は18万円、20年9月から同年11月までの期間は11万8,000円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成 18 年 10 月及び同年 11 月については、保険料控除額及び報酬月額が確認できる資料は無いものの、事業主は、当該期間の保険料控除について、「給与明細書の有る平成 18 年 12 月以降の控除額と同額の保険料を給与から控除していたと思う。」旨陳述していることから判断すると、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料額を給与から控除されていることが認められることから、同年 10 月及び同年11 月の標準報酬月額は 18 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成19年2月及び同年3月については、給与明細書で確認できる報酬月額に基づく標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額より低額であること、及び同年7月から20年8月までの期間については、給与明細書で確認又は推認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主が実際の給与より低い報酬月額を届け出たとしていることから、社会保険事 務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、 上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておら ず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を 除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和26年1月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 1 月 30 日から同年 2 月 28 日まで 厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、私が A 社に勤務 した期間のうち、一部期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

しかし、私は、当該期間もA社に継続して勤務していたので、申立期間を 厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社での申立人に係る職員給料支払調書及び人事記録から、申立人は、申立期間を含めて同社に継続して勤務し(昭和26年1月30日にA社本社から同社B営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る職員給料支払調書において確認できる保険料控除額及び申立人のA社B営業所における昭和 26年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たら ないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

# 大阪国民年金 事案 5702 (事案 2576 の再申立て)

# 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの期間、58年3月から同年7月までの期間及び60年3月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から41年3月まで

② 昭和58年3月から同年7月まで

③ 昭和60年3月から61年3月まで

申立期間①について、申立期間当時、集金人による納付、役所窓口への 持参払い及び金融機関での納付等様々な納付方法があったが、特に集金人 に国民年金保険料を預けた際に、何らかの不始末が発生していたと思うの で、再調査の上、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

また、申立期間②及び③について、前回申立てのとおり、妻が自身の国 民年金保険料だけを納付して、私の保険料を納付していないことはあり得 ない。昭和58年3月及び60年3月を申立期間に付け加えた上で、再度申 し立てるので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳の発行日が昭和41年6月1日であることから、手帳発行時において申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能であるが、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする申立人の母親は既に死亡しているため、当時の納付状況について確認できないほか、申立人の母親が過年度納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、また、申立期間②及び③に係る申立てについては、いずれも未加入期間であることがA市の収滞納一覧表及び国民年金被保険者台帳(特殊台帳)から確認でき、同市が申立人に申立期間の納付書を発行したとは考え難いとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年5月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間①について、「集金人に保険料を預けた際に、何らかの不始末が発生していたと思う。」と陳述しているが、申立人の国民年金の加入時期からすると、申立期間は過年度納付の対象期間であり、現年度保険料のみを集金することとされている集金人が申立期間の国民年金保険料を集金することはなく、申立期間②及び③についても、今回新たに付け加えられた期間(昭和58年3月及び60年3月)を含め、国民年金の未加入期間であり、A市が申立人に当該期間の納付書を発行したとは考え難い上、申立人からも申立期間の保険料納付をうかがわせる事情を得ることができない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められるものの、当該期間は国民年金被保険者となり得る期間ではないことから、年金記録の訂正を行うことはできない。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から48年3月まで

私は、昭和52年8月にA社を退職した際、B共済組合から退職一時金を受け取ったので、将来もらう年金が何も無くなったと思い、父に相談したところ、国民年金の加入を勧められたのでC市役所で加入手続を行った。

国民年金に加入後は、その翌年度分から国民年金保険料の納付を開始したため、それ以前の期間は未納のままであったので、D県へ行くことが決まった昭和54年5月に、父から保険料をきちんと納付するように言われ、今なら遡って納められるとも聞いたので、両親に電化製品をプレゼントするために用意していた20万円を持ってC市役所に行った。

しかし、手元にあった 20 万円では全ての未納期間の国民年金保険料を納付できなかったので、プレゼント代を残して 14 万円ないし 15 万円ぐらいであったと思うが申立期間の保険料をその場で納付し、残りについては後日改めて現金を用意して納付した。

私は遡って未納保険料を全て納付したと思っていたし、後日納付した分は納付済みになっているのに、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする昭和 54 年 5 月は第 3 回目の特例納付実施期間中であるとともに、当時、申立期間は、記録の上では強制加入期間である上、申立期間直後の 48 年 4 月から 53 年 3 月までの保険料を54年 5 月 16 日に特例納付及び過年度納付していることが申立人の所持する領収証書により確認できる。

また、申立人は、申立期間後、一部の期間を除き国民年金保険料を完納しているほか、申立人が特例納付したとする昭和54年5月当時において、申立人は満28歳であり、これ以降、60歳まで保険料を納付した場合、年金受給権を十分確保できる状況であるにもかかわらず、申立期間直後の期間を特例納付及び過年度納付していることから、当該納付は年金を満額受給する目的で行われたものとみるのが自然である。

さらに、申立人が納付したとする申立期間の国民年金保険料額は申立期間の 保険料を特例納付した場合の保険料額とおおむね一致している上、申立人の特 例納付に至る経緯及び納付に関する当時の記憶は具体的であり、その内容に特 段不自然な点は認められない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。しかしながら、当該期間について、申立人は、B共済組合の加入期間であり、国民年金被保険者となり得る期間ではないことから、当該期間を納付済期間として記録を訂正することはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 2 月から 60 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和32年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年2月から60年10月まで

私は、昭和56年2月に元夫と結婚し、元夫が義母に夫婦の国民健康保険料及び国民年金保険料を渡し、義母が毎月末に集金人に保険料を一緒に納付してくれていた。

義母は、お金に関してはきっちりしており、親子といえども、元夫が保険料を渡すのが少しでも遅れると、義母から催促されるほどであったので、結婚以来、私の国民年金保険料が納付されているものと確信している。

申立期間が未納とされているので、よく調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人がその元夫と別居したとする時期の直前である昭和 61 年 11 月に払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に初めて申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推定される。この場合、加入手続が行われた当時において、申立期間のうち、大部分の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、時効完成前の納付が可能な期間の保険料については、基本的に現年度保険料しか取り扱わない集金人に対して納付できない過年度保険料である。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、既に申立人の元夫と離婚しているため、当時、夫婦の保険料を申立人の義母に渡していたとする元夫、及び当該保険料を集金人に納付してくれていたとする申立人の義母とは連絡できないとしていることから、具体的な納付状況は不明であるほか、申立人の元夫の申立期間における保険料も未納となっている。さらに、申立人の義母及び義父の申立期間における国民年金保険料は納付済

みであるが、ともにその国民年金手帳記号番号は、申立期間前の昭和 37 年 8 月に払い出されていることから、申立人の義母が、申立内容のとおり、申立期間の保険料を申立人の元夫を含めて義母及び義父の分と一緒に毎月集金人に現年度納付するためには、申立人及びその元夫に対して別の手帳記号番号の払出しが必要である。しかしながら、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認したが、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は4年間以上に及び、これほどの長期間にわたり、申立人 及びその元夫の納付記録が同時に、かつ、連続して欠落することは考え難い上、 申立人の義母が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す 関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付 していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保 険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成9年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和51年生

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月から同年3月まで

平成8年5月頃に、母がA市役所で国民年金の加入手続を行い、年金手帳をもらった。

私の大学生の時の国民年金保険料の納付は、母に任せており、母は申立期間を含む私の保険料はB郵便局で毎月納付したと思うと言っている。

また、申立期間後の平成9年5月から国民年金保険料を口座振替している 記録があると母から聞いたが、申立期間の保険料を未納にしたまま、口座振 替の開始手続をすることはないと思う。

母が納付した申立期間の国民年金保険料が未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む申立人の国民年金保険料については、口座振替が行われる前までは、申立人の母親が毎月、郵便局で納付したと申し立てている。 そこで、申立人に係るオンライン記録を見ると、平成9年5月以降の国民年金保険料は、毎月、口座振替により納付されているものの、申立人が国民年金に加入した8年5月から同年7月までの3か月の保険料は同年7月11日に、

に加入した8年5月から同年7月までの3か月の保険料は同年7月11日に、同年8月及び同年9月の2か月の保険料は同年11月8日に、同年10月から同年12月までの3か月の保険料は9年1月28日にそれぞれ現年度納付されている一方で、申立期間直後で口座振替開始直前の同年4月の保険料は1年6か月後の10年10月6日に過年度納付されており、申立人の母親が毎月納付していたとする申立内容と符合しない。

また、申立期間の国民年金保険料の納付について、申立人は直接関与しておらず、納付を担っていた申立人の母親に対し聞き取り調査を行っても、申立期

間直後の平成9年4月の過年度納付について、現年度保険料が未納となった経緯、過年度納付書の入手方法等を覚えておらず、申立期間の保険料の納付に関する具体的な陳述を得ることはできない。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したとする関連資料は無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の基礎年金番号の付番について、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の基礎年金番号が付番されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、本案件は平成9年1月の基礎年金番号導入以降に申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立であるが、基礎年金番号導入後は保険料の収納事務の電算化が進み記録管理が強化されていることから、記録漏れ、記録誤りなどの事務的過誤が生じる可能性は低いと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保 険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、同年7月から62年2月までの期間、63年9月から平成2年3月までの期間及び3年8月から4年2月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和36年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年1月から同年6月まで

② 昭和57年7月から62年2月まで

③ 昭和63年9月から平成2年3月まで

④ 平成3年8月から4年2月まで

私は、昭和57年1月頃、父から「外国籍でも国民年金に加入できるようになった。」と聞いたので、当時大学生であったが、将来のことを考え、A市役所で国民年金に任意加入し、加入後半年間の申立期間①の国民年金保険料を同市役所に毎月持参して納付した。

国民年金保険料を納付し始めて半年経過した頃、保険料額が増額されたことから、昭和57年7月以降、勤務先が決まるまでの申立期間②については、私がA市役所で、国民年金保険料の免除申請を行った。

申立期間③については、それまで勤務していた会社を退職したので、次の 勤務先が決まるまで、私がA市役所で国民年金保険料の免除申請を行った。

申立期間④については、それまで勤務していた会社を退職したので、次の 勤務先が決まるまで、私が夫婦一緒に免除申請を行った。申立期間は、妻が 免除期間であるのに、私が未加入期間となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年1月頃、申立人の父親から外国籍でも国民年金に加入できるようになったと聞いたので、市役所で国民年金に任意加入するとともに、申立期間①の国民年金保険料を納付し、申立期間②、③及び④の保険料については免除申請を行ったと申し立てている。

しかしながら、申立人のオンライン記録を見ると、申立人がそれまで勤務していた会社を退職し、厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成10年8月頃に初めて国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間①、②、③及び④は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料の納付及び免除申請することはできない。

また、申立期間②について、申立人は任意加入した半年後から免除申請を行ったと陳述しているが、申立期間②のうち、昭和57年7月から60年3月までの期間は、申立人は、大学在学中であったことから国民年金の任意加入被保険者となるが、任意加入被保険者に免除制度の適用は無く、免除申請手続はできなかったものと考えられる上、申立期間②は、4年以上の長期間であり、行政側において、毎年度行っていた免除審査及び事務処理を4回以上連続して誤るとは考え難い。

さらに、申立期間②、③及び④について、申立人は、次の勤務先が決まるまで、市役所で免除申請手続を行っていたと申し立てているが、オンライン記録を見ると、申立人が申立期間②、③及び④の免除申請を行った記録は見当たらない。

加えて、申立期間④について、申立人は、平成3年8月にそれまで勤務していた会社を退職したので、次の勤務先が決まるまで夫婦一緒に免除申請を行ったと陳述しているが、申立人の妻に係るオンライン記録を見ると、同年5月に国民年金手帳記号番号が払い出され、免除申請の事務処理が、申立人が会社を退職した翌年で既に再就職していた4年3月に行われていることが確認できることから、当該期間当時、申立人とその妻の国民年金保険料の納付に関する事情が異なっていたと考えられる。

また、申立人が、申立てのとおり、申立期間の国民年金保険料を納付及び免除するためには、申立人に基礎年金番号が付番される前に、国民年金手帳記号番号が必要であるが、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な手帳記号番号の払出しの可能性について、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、申立人の当時の住所地に係る昭和56年4月以降の国民年金手帳記号番号払出簿の内容を視認し確認したが、申立人に対し、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたこと、並びに申立人が申立期間②、③及び④の免除申請を行ったことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、申立期間の保険料を納付及び免除申請していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、申立期間②、③及び④の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から49年12月までの国民年金保険料については、 還付されていないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から49年12月まで

昭和46年2月から49年12月までの国民年金保険料を父が納付し、その領収証書が貼付された年金手帳が、最近になって実家から送られてきた。

しかし、私は昭和46年2月1日から56年10月1日まで、当時勤めていた会社で厚生年金保険に加入しており、重複して国民年金保険料を納付していたことが分かった。

父は他界しており、経緯は分からないが、こちらには重複納付した証拠があるにもかかわらず、A年金事務所に何度行っても解決しない。還付した証拠を出してほしいと思う。

重複納付した期間の国民年金保険料を、現在の値打ちに合うような金額にして環付してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の所持する国民年金手帳、国民年金保険料領収証書、国民年金保険料納付証明書及び申立人に係る特殊台帳から、申立人が国民年金と厚生年金保険の保険料を重複納付していることが確認できる。この場合、制度上、当該重複納付された国民年金保険料は還付されることとなる。

そこで、申立人に係る特殊台帳を見ると、申立期間とその国民年金保険料額に相当する「還付 46.2~49.12 まで 28,350 円」「公的年金被用者のため取消50.2.22」と記載されていることが確認でき、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号が取り消されていることが確認できるが、それらの記載状況に不自然な点は見られない。

この点、日本年金機構D事務センターは、厚生年金保険に加入している者に 誤って国民年金手帳記号番号を払い出したことが判明した場合、納付された国 民年金保険料については、手帳記号番号の取消処理に先だって還付を行うこと になっていたと回答している。

また、B市(現在は、C市)は、申立期間当時、厚生年金保険の加入事実については、被保険者からの申告に基づいて把握していたと回答している。

さらに、申立人所持の国民年金手帳を見ると、昭和 46 年 2 月以降の国民年金保険料が 49 年 12 月まで継続して納付されているが、50 年 1 月以降の保険料の納付が行われていないことが確認できる。

これらのことを踏まえると、申立期間の国民年金保険料は、申立人の保険料納付を担っていた申立人の父親から昭和50年1月以降に、申立人が厚生年金保険に加入しているとの情報を得たB市及び社会保険事務所(当時)が、申立人の国民年金手帳記号番号の取消処理を行う過程で還付されたと考えるのが自然である。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを担っていたとする申立人の父親は既に亡くなっていることから、当時の事情を確認することはできず、ほかに還付に係る事務処理が適正になされなかったこと、及び還付記録の内容を疑わせる周辺事情等も見当たらない。

なお、申立人は申立期間の国民年金保険料の領収証書を所持していることを 証拠として申し立てているが、当時の社会保険事務所の事務手続規定では、還 付が行われても納付を証明する書類を回収することにはなっておらず、申立人 が申立期間の領収証書を所持していることのみをもって還付されていない証 拠とすることはできない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保 険料を環付されていないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から58年9月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から58年9月まで

私はこれまで、勤務先を退職した時は、その都度厚生年金保険から国民年金へ変更する手続を行い、その後届いた納付書を使って、銀行の窓口で国民年金保険料を支払ってきた。経済的に保険料を支払うことができない時には、保険料納付の免除手続をしてきている。国民年金へ変更する都度、手続を行ってきたので、私に未納期間はないはずなのに、申立期間が未納期間とされており驚いている。調査の上、私の納付記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は勤務先を退職した昭和57年10月にA市役所で国民年金への切替手続を行ったとしているが、同市の国民年金被保険者台帳の受付日欄には「59.8.20」と記載されていることが確認できることから、申立人に係る切替手続はこの頃に行われたものと推認でき、申立内容とは一致しない。

また、A市の国民年金被保険者台帳によると、申立期間直後の昭和58年10月から59年3月までの国民年金保険料が60年11月12日に過年度納付により遡って一括納付されていることが確認できるが、この時点において、保険料の遡及納付が可能であったのは58年10月までであり、その直前の申立期間については、時効により保険料を納付することのできない期間となる上、申立期間について、この時点以前に別途過年度納付が行われたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金への切替手続及び国民年金保険料の納付についての記憶は曖昧であることから、その状況が不明である上、申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書の控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保 険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から58年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から58年5月まで

私は、昭和39年1月に会社を辞めてから、自営業を営んでいた。国民年金へは同業者に勧められて夫婦で加入した。加入手続及び国民年金保険料の納付は元妻が行ってくれたが、離婚後は連絡も取れず、詳細は分からない。私が元妻を何度か区役所まで車で送った記憶があるので、おそらく、元妻が直接窓口で夫婦二人分の保険料を納めてくれたと思う。婚姻届を提出したのは昭和41年だが、39年1月からA市B区で同居していた。それ以降、B区役所で3年間程度、その後は転居してA市C区役所で19年間程度納付してくれたはずだ。

しかし、国の記録では申立期間は未納とされており納得できない。調査の 上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年4月に夫婦連番で払い出されていることが確認できる上、オンライン記録によると、申立人の手帳記号番号の前後の番号が払い出されている任意加入被保険者の資格取得日から、申立人に係る国民年金への加入手続は、同年3月頃に行われたものと推認される。この場合、加入手続が行われたものと推認される時点においては、申立期間のうち、42年12月以前については、時効により、国民年金保険料を納付できない期間となる。

また、申立人は、その元妻が区役所の窓口で夫婦二人分の国民年金保険料を納めてくれたとしているが、申立人及びその元妻に係る特殊台帳によると、申立期間は全て未納と記録されている上、A市の収滞納リストにおいては、申立人及びその元妻に関しては、昭和52年度から平成11年度分までの保管が確認

できるところ、その全期間について不在被保険者と記録されていることが確認できるため、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたとは考え難く、申立期間の保険料について全て未納と記録されており、オンライン記録とも一致している。

さらに、申立人は、申立人自身は国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していないため、申立期間に係る加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金 手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行っ たほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認 したが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせ る事情は見当たらないほか、申立期間は233か月に及び、これほどの連続した 日数について、行政機関において継続的に事務的過誤があったものとは考え難 い上、申立人の元妻が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計 簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたこと をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保 険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年5月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和31年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月から4年3月まで

平成3年4月、私は資格取得の勉強をするために、それまで勤めていた事業所で常勤から非常勤への変更を申し出たが、まもなく病気で退職せざるを得なくなり、1年近く通院、療養することになった。退職後は市役所で退職に伴う様々な手続と一緒に厚生年金保険から国民年金への切替手続も速やかに行ったと記憶している。国民年金保険料は、毎月遅れることなく納付していたはずであるが、他の保険料及び税金等も納付していたので、保険料の納付場所、納付方法等詳細については他の納付と区別してはっきり覚えているわけではない。しかし、申立期間は病気で療養していて収入が無かったため、国民年金保険料に限らず、納付義務のあるものについては、お金のやりくりに苦労しながら納付を欠かさぬよう努めていたことをよく覚えているので、未納にしていたとは考え難い。申立期間について、調査の上、納付記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月末に勤務先を退職後、A市役所で厚生年金保険から 国民年金への切替手続を遅滞なく行ったとしているが、A市の国民年金被保険 者台帳によると、申立人が昭和63年11月1日に国民年金被保険者資格を喪失 した後、同資格を再取得したのは平成6年4月28日である旨記載されており、 その内容はオンライン記録と一致している上、この間に申立人が申立期間に係 る国民年金の再加入手続を行った事情もうかがえないことから、申立期間当時、 申立期間は未加入期間であり、申立人は国民年金の被保険者として取り扱われ ていなかったものと考えられる。

また、国民年金保険料の納付場所、納付金額及び納付方法に係る申立人の記

憶は曖昧であるため、申立期間の保険料の納付状況が不明である上、申立人が 申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控 え等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周 辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 5 月から 63 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和39年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年5月から63年10月まで

私は、昭和61年5月に会社を退職して、家業の手伝いを始めた頃に国民年金に加入した。加入手続及び国民年金保険料の納付は亡き父に任せていたので保険料額はよく覚えていないが、父親が毎月自宅で女性の集金人に父親自身、母親及び私の3人分の保険料を一緒に納付していたことを覚えている。その後、私が再び会社勤めをするようになった頃、私に代わって妹が家業の手伝いをするようになったが、それ以降の妹の納付記録には未納期間は存在しないのに、私だけに未納期間があるのは理解し難い。納付を任せていた父親のきちょうめんな性格から保険料の未納期間が存在することは考え難いので、申立期間について、調査の上、納付記録を訂正してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 5 月に会社を退職して家業の手伝いを始めた頃に、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、それ以降、申立人の父親が父親自身、母親及び申立人の 3 人分の保険料を一緒に毎月集金人に納付していたとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は63年12月に払い出されている上、A市の国民年金被保険者台帳によると、備考欄に「取得届出 63.11.26」と記載されていることが確認できることから、この頃に加入手続が行われ、申立人は 61 年 5 月 16 日に遡って被保険者資格を取得したものと推認でき、申立内容と一致しない上、加入手続が行われた時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間となる。

また、A市の国民年金被保険者台帳の備考欄に「支払い 63.11 月分~(本人申出)」と記載されていることが確認でき、この記載内容について、A市は、「何らかの理由で昭和 63 年11 月から保険料を納めたいとの意思表示が申立人

からあったと解される。」と回答しており、申立期間直後の期間である 63 年 11 月からの保険料を納付し始めたと考えるのが自然である。

さらに、申立人は申立期間に係る加入手続及び国民年金保険料の納付に直接 関与していないため、申立期間に係る加入状況及び保険料の納付状況が不明で ある。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地の国民年金手帳記号番号払出簿をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書控え等) は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保 険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から50年6月まで

私は、自宅で内職を行っていた昭和47年頃、家の前を通った方から、国 民年金の加入を勧められ、また夫も私に加入を勧めたので、その方を通して、 自身の国民年金の加入手続を行った。それ以降、その方が集金人として、毎 月自宅に来るので、月額保険料300円程度を納付した。また、その集金人は いつも着物を着ており、隣の家にも、集金人として行っていたことを覚えて いる。

私自身の老齢年金を請求する頃になり、オレンジ色の年金手帳2冊を持って社会保険事務所(当時)に行ったところ、1冊は不要と言われたので、その場で年金手帳を返した。今になっては、その年金手帳が国民年金の手帳であったかどうかは分からない。

また、最近になり、年金記録を確認したところ、私の国民年金の加入期間が一切無いことが分かったが、調べると昭和52年からの勤務表などを書いた古い手帳が見つかり、「国民年金終り3年5ヶ月位」と記載されているので、私が国民年金に加入したのは間違いない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、基礎年金番号制度導入前に当たる申立期間の保険料を納付するためには、申立期間当時に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されている必要がある。このため、申立期間の保険料を納付することが可能な手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号払出簿の内容を

全て確認したが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、この場合、申立期間は未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料として月額保険料 300 円程度を納付したとしているが、申立期間当時の月額保険料は 450 円から 1,100円までと推移しており、申立人の主張する月額保険料と一致しない。

さらに、申立人が所持する古い手帳には「国民年金終り3年5ヶ月位」と記載されているが、申立人はいつ記載したかを覚えていない上、申立人に対して、国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情が見当たらないことを踏まえると、当該手帳の記載内容のみからは申立期間に係る国民年金保険料の納付が行われたとまでは認められない。

加えて、上記古い手帳以外に、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書の控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 7 月から 51 年 3 月までの期間、52 年 1 月から同年 3 月までの期間、53 年 4 月から 57 年 3 月までの期間及び 61 年 4 月から 63 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、また、57 年 4 月から 61 年 3 月までの保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年7月から51年3月まで

- ② 昭和52年1月から同年3月まで
- ③ 昭和53年4月から57年3月まで
- ④ 昭和57年4月から61年3月まで
- ⑤ 昭和61年4月から63年3月まで

国民年金に加入した時期及び場所等は定かではないが、夫婦共に会社を退職したことを契機に、妻が自宅を訪れた集金人に勧められて、夫婦一緒に手続を行った。

申立期間①、②、③及び⑤は、妻が、私の国民年金保険料についてのみ、 定期的に自宅を訪れていた区役所の集金人に現金を渡して、領収書を受け取 っていたはずである。

なお、申立期間⑤については、妻が、私の年金受給権が得られることができる期間を集金人に確認した上で、昭和63年3月で国民年金保険料の納付をやめたが、それまでの期間は納付しているはずである。

また、申立期間④については、妻が自らの国民年金保険料の免除申請と一緒に、私の分についても申請したはずであるが、妻のみ、申請免除期間とされている。

妻は、自らの国民年金保険料を納付しない場合でも、私の保険料は優先して納付していたとしており、申立期間全てが未納とされていることは納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和43年8月7日に申立人の妻と連番で払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間①、②、③及び⑤の国民年金保険料を納付し、また、申立期間④の保険料の免除申請を行うことは可能である。

しかし、申立期間①について、申立人の妻は、当時の住所について、はっきりとは覚えていないが、昭和48年7月頃には既に、A市からB市C区に転居しており、その後、同市D区に転居したが、しばらくして、また、C区内の別のアパートに転居したはずであるとしているところ、申立人及びその妻の特殊台帳を見ると、いずれも、台帳作成時の住所欄はC区E町とされているものの、その欄外に「不在被保険者49.5.」、「判明」との押印が確認できる。

一方、特殊台帳の変更後住所欄を見ると、昭和51年4月5日付けで、D区F町及びC区G町への変更記録がそれぞれ記載されていることも確認できる。これらのことを踏まえると、申立人及びその妻は、当時、B市C区及び同市D区間での転居を繰り返したことから、少なくとも昭和49年5月頃においては、行政側が夫婦の所在を把握できなくなったものと考えられ、51年4月頃に所在が判明するまでは、集金人による国民年金保険料の収納が行われなかった可能性が高い。

また、夫婦の国民年金保険料の納付を担っていたとする申立人の妻は、申立期間①、②及び③の保険料については、いずれの期間とも自宅を訪れる集金人に申立人の分のみ納付したはずであるとしているものの、上記のとおり、申立期間①については、所在不明とされていた時期があったと考えられる上、夫婦の特殊台帳を見ると、申立期間②並びに申立期間③の当初年度及び翌年度に当たる、昭和51年度、53年度及び54年度の摘要欄に、未納保険料に対する納付催告印が確認でき、また、申立期間③直前の昭和52年10月から53年3月までの6か月の保険料について、同年5月に一括して過年度納付している事跡も確認できるものの、申立人の妻は、集金人に対する現年度納付を主張するのみである。

さらに、オンライン記録を見ると、国民年金手帳記号番号の払出以降、昭和57年3月までの申立人及びその妻の国民年金保険料の納付記録は、各申立期間を含み、全て一致しており、申立人の妻が、各申立期間についてのみ、自身の保険料は納付せず、申立人の分のみ納付したとする陳述は不自然である。

次に、申立期間④について、申立人は、その妻と共に国民年金保険料の免除 申請を行ったとしている。

しかし、申立人の妻の特殊台帳を見ると、昭和57年度、58年度及び59年度欄にいずれも「申免(90.1)」の印があり、国民年金法第90条第1項に基づく国民年金保険料の免除承認が行われたことが確認できるものの、申立人の特

殊台帳には、同様の事跡は認められない上、57年度の摘要欄には未納保険料に対する納付催告印もあることから、少なくとも当該期間の初年度である同年度については、当時から未納期間として扱われていたと考えられる。

また、制度上、当該期間当時の免除審査は世帯単位で行われていたものの、世帯のうち、一部の被保険者についてのみ免除承認を行うことも認められており、申立人の妻のみに免除記録があることは不自然ではない一方、当該期間は4年間にも及んでおり、免除承認を受けるためには、毎年度申請を行うことが必要であることを踏まえると、行政側が4度にわたって、承認及び記録管理等に事務的過誤を繰り返したとも考え難い。

次に、申立期間⑤について、申立人の妻は、当時もC区とD区の間で転居を繰り返していた時期であるが、国民年金保険料は、自宅を訪れる集金人に申立人の分のみ納付するとともに、集金人と相談の上、昭和63年3月で納付を取りやめたとしている。

しかし、B市では、当該期間当時においては、既に納付書による自主納付方式による国民年金保険料の収納が通例であり、制度状況と符合しない。

また、各申立期間の国民年金保険料を納付し、また、納付免除を申請することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は5期間で合わせて13年間に及んでおり、これほど複数 回及び長期間にわたって国民年金保険料の記録管理における事務的過誤が繰 り返されたとも考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付又は免除されていたものと認めることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から47年3月まで

主人と私が結婚した昭和38年8月まで、主人と同居していた叔母夫婦が、 結婚を契機に私の国民年金の加入手続を行ってくれたはずである。

昭和38年4月から同年9月までの国民年金保険料は、一括して納付したと叔母から聞いたことを覚えている。

また、結婚してからは、主人が私たち夫婦の分の国民年金保険料を叔母夫婦に渡して、叔母夫婦が自分たち夫婦の保険料と一緒に集金人に納付してくれていたことも覚えている。

当時の年金手帳には領収印が押されていたが、紛失してしまって今は残っていない。

申立期間の国民年金保険料が、未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和37年3月14日を国民年金被保険者資格の取得日として、46年2月に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間のうち、i)38年4月から43年12月までの国民年金保険料は特例納付、ii)44年1月から45年3月までの保険料は過年度納付が可能であるものの、いずれも、通常、現年度保険料しか取り扱わない集金人に納付することはできない。

また、オンライン記録を見ると、申立期間に係る申立人の夫の国民年金保険料は納付済みとなっているものの、この点について、国民年金手帳記号番号払出簿及びA市保存の申立人の夫に係る国民年金被保険者名簿等を調査したところ、i)申立人と連番で払い出された国民年金手帳記号番号に係る被保険者

名簿を見ると、申立期間に係る保険料の納付記録は無く、また、その直後の昭和47年度は申請免除期間とされていること、ii) これとは別の手帳記号番号が、同市において、申立人との結婚直前の昭和38年7月10日に、叔母夫婦と3人連番で払い出されており、この手帳記号番号に係る被保険者名簿を見ると、同年4月から47年12月までの保険料が納付済みと記録されていること、iii)申立人と連番で払い出された手帳記号番号に係る手帳記号番号払出簿及び申立人の夫の特殊台帳を見ると、時期は不明であるが、申立人の夫については記録統合が行われた事跡があることが確認できた。

これらのことを踏まえると、申立人の夫に係る申立人と連番で払い出された 国民年金手帳記号番号に係る記録については、それより前に叔母夫婦と連番で 払い出された別の手帳記号番号による納付記録が確認できたことから、この手 帳記号番号への統合処理が行われたものと考えられる。

一方、住民基本台帳を見ると、申立人のA市への転入届は、上記の申立人の 夫及び叔母夫婦に係る国民年金手帳記号番号の払出時期の4か月後の昭和38 年11月28日に行われていることからみても、申立人の夫及び叔母夫婦3人と 同時期に、申立人についても国民年金の加入手続が行われたとは考え難い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の国民年金保険料の納付を担っていたとする叔母夫婦及び叔母夫婦に保険料を渡していたとする申立人の夫は既に他界しており、申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 大阪国民年金 事案 5715

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年5月から37年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月から37年9月まで

国民年金の加入について、時期は定かではないが、妻が、A市役所で手続をしてくれたと思う。

手続後は、妻が、定期的に自宅へ来ていた集金人に、国民年金保険料を納付してくれていたが、申立期間については、妻が、過去の未納分を遡ってまとめて納付してくれたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、 A市において、昭和40年3月27日に、夫婦連番で払い出されており、この手 帳記号番号の払出時点において、申立期間の国民年金保険料は、制度上、納付 することはできない。

また、上記のとおり、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出時期は、昭和40年3月27日であるものの、オンライン記録を見ると、納付時期は不明であるが、それより前の37年10月以降の国民年金保険料について納付済みとなっている。

このことを踏まえると、申立人が遡って納付したとするのは、当該時期以降の国民年金保険料に係る納付の記憶である可能性を否定できない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、一方、納付等を担っていたとする申立人の妻も、加入手続及び申立期間の保険料額等に係る記憶は曖昧であり、申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年11月1日から40年4月1日まで

② 昭和40年9月1日から43年12月頃まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、B社を退職した翌日の昭和39年11月1日から勤務した。また、A社を退職する際に、事業主から渡されたC書類には、異動年月日として43年12月25日と記載されているので、同年12月頃まで同社で勤務していたはずである。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間も同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、平成4年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、 申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、同社から申立人の申立期間に おける保険料控除の状況を確認できない。

また、前述の同僚は、「自身は、B社を退職した翌日の昭和39年4月5日からA社で勤務した。」と陳述しているところ、同人のA社における被保険者資格の取得日は、昭和39年7月4日であることが同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できることから、同社では、申立期間当時、必ずしも全ての従業員を入社後すぐには厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

申立期間②については、複数の同僚の陳述及び申立人提出のC書類記載の異動年月日から判断して、申立人が申立期間当時もA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、前述のとおり、A社は、平成4年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、同社から申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

また、申立人は、「A社に入社後まもなくして、定時制高校に通学していた 同年代の同僚が入社してきた。」と陳述しているところ、前述の被保険者名簿 において、申立人の記憶と符合する当該同僚は確認できないことから、同社で は、申立期間当時、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわ けではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間①及び②において、事業主により給与から厚生 年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年7月1日から49年7月1日まで

② 昭和50年1月6日から52年3月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社(現在は、B社)で勤務した申立期間の標準報酬月額が、当時の給与額より低く記録されていることが分かった。同事業所には管理職として採用されたので、給与額は一般社員よりも高く、退職時の給与額は25万円ぐらいであったのに、年金事務所の記録では、退職時の標準報酬月額が20万円と記録されており、申立期間を通じて標準報酬月額が、実際の給与支給額より約5万円低く記録されている。

A社では、実際の給与支給額に見合う保険料が控除されていたので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、実際の給与支給額は申立期間の標準報酬月額より約5万円高く、保険料も給与支給額に見合う額が控除されていたと申し立ている。

しかし、B社は、「申立期間当時の賃金台帳等は保存しておらず、申立人の 給与支給額及び厚生年金保険料の控除については不明である。」としている。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間①のうち、昭和48年7月1日から同年11月1日までの期間、及び申立期間②のうち、51年7月1日から同年8月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、当時の厚生年金保険法に定める標準報酬月額の上限であることが確認できる上、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された等の形跡も見られない。さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有り、住

所の判明した元従業員 13 人に照会し8人から回答を得たが、事実に反して自身の標準報酬月額が低く届け出られていると回答している者はいない上、同名簿において、これら元従業員の標準報酬月額が遡及して訂正された等の形跡は認められず、ほかに不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく 厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関 連資料は無く、当該控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 11107 (事案 7500 の再申立て)

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年2月11日から平成9年3月31日まで厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、申立期間も継続して勤務していたので、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を求めて申立てを行ったが、勤務は推認できるものの、夫の被扶養者であったことが考えられる等として、記録の訂正は認められなかった。

今回、紛失したと思っていた、平成 16 年に日本に帰化した際に、社会保険事務所で手続をした時の年金手帳が出てきた。

前回の審議において、厚生年金保険に未加入とされているのは納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、同僚の陳述から判断して、勤務形態等は特定できないが、申立人が申立期間もA社に勤務していたことが推認できるものの、i)申立人提出の「平成8年市民税・県民税申告書(控)」を見ると、社会保険料控除欄は空欄であり、給与収入額は年間24万円で、申立人は控除対象配偶者になっていることが確認できる、ii)オンライン記録によれば、申立人は、夫の健康保険の被扶養者になっていることが確認できるところ、申立人は、夫の健康保険の被扶養者になっていることが確認できるところ、申立人は、財後に同被扶養者となっている申立人の子の扶養認定日が昭和61年10月2日であることから、申立人は、同日以前から夫の被扶養者であったと考えられる、iii)申立人は、「平成9年3月にA社を退職する際、会社の経理担当者に、国民年金の第3号被保険者となる手続をしてもらった。」としているところ、オンライン記録を見ると、申立人は、申立期間のうち、同年4月から平

成3年12月までの期間及び5年1月から9年3月までの期間においても、国 民年金の第3号被保険者として記録されていることが確認できる等として、既 に当委員会の決定に基づき、22年8月27日付けで年金記録の訂正は必要でな いとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として、平成 16 年に日本に帰化した際に、社会保険事務所で手続をした時の年金手帳を提出しているところ、同手帳は、帰化する以前の昭和 61 年 3 月 4 日付けで再交付されていることが確認できるものの、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することはできない。

このほか、申立人から新たな資料及び情報の提出は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年11月10日から32年12月1日まで 脱退手当金の確認はがきにおいて、A社における厚生年金保険の加入期間 が脱退手当金支給済みとなっている。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるほか、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、当時は、通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立期間での被保険者資格を喪失後、通算年金制度が創設されるまでの間、厚生年金保険の被保険者資格を取得していない申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険 者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の 前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている ものの、申立人の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳) を見ると、保険給付欄に、被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和30年11月16日付けで脱退手当金が支給決定されたことをうかがわせる記載が確認できるところ、当該支給決定日は申立期間であるA社における厚生年金保険被保険者期間内であり、厚生年金保険法(昭和16年法律第60号(旧法))第72条は、脱退手当金の受給権者が厚生年金保険の被保険者となったときに脱退手当金の受給権が消滅すると規定していることから、脱退手当金の支給記録が有ったとしても、当該支給記録が取り消されたものと推認され、申立人は、当該期間に係る脱退手当金を既に受給したことにより、申立期間に係る脱退手当金のみを請求した可能性も否定できず、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月5日から31年12月31日まで 脱退手当金の確認はがきにおいて、A社における厚生年金保険の加入期間 が脱退手当金支給済みとされている。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳) を見ると、保険給付欄に脱退手当金支給の記載が有り、資格期間、平均標準報酬月額及び支給金額はオンライン記録と一致している上、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無い。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できる。

さらに、当時は、通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立期間での被保険者資格を喪失後、通算年金制度が創設されるまでの間、厚生年金保険の被保険者資格を取得していない申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年9月15日から34年5月26日まで 脱退手当金の確認はがきにおいて、A社における厚生年金保険の加入期間 が脱退手当金支給済みとなっている。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立 期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるほか、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金 を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、申立人の当該期間に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、保険給付欄に脱退手当金の支給を意味する「脱退手当金」の表示が有り、資格期間及び支給金額など脱退手当金の支給に係る記載が確認できるところ、支給年月日の記載のみが無いためにオンライン記録では、支給記録として取り扱われなかったものと推認されることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から42年3月8日まで

老齢年金の裁定請求時から、A社における厚生年金保険の加入期間が脱退 手当金支給済みとなっていることに納得できなかったところ、今回、脱退手 当金の確認はがきによる照会を受けた。

脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生 年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は、A社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和42年6月16日に支給決定されていることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるほか、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人は、昭和42年3月にA社で厚生年金保険被保険者資格を喪失後、厚生年金保険の加入記録が無い上、国民年金の強制加入期間が有るにもかかわらず、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は47年6月30日となっており、未加入期間であったことを踏まえると、年金制度に対する意識の高さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年10月1日から39年5月25日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A 社における加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受け、納得できなかっ たところ、今回、脱退手当金の確認はがきによる照会を受けた。

脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生 年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は、A社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から3か月後の昭和39年8月25日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人は、昭和39年5月にA社で厚生年金保険被保険者資格を喪失後、国民年金の強制加入期間が有るにもかかわらず、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は42年3月27日となっており、未加入期間であったことを踏まえると、年金制度に対する意識の高さはうかがえない。

さらに、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理 に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

# 大阪厚生年金 事案 11113 (事案 9527 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年9月1日から17年10月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

それで、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが、申立期間における勤務は推認できるが、厚生年金保険料控除についてまでは確認できないとして、申立ては認められなかった。

今回、新たな資料として、平成17年7月3日支給の給与明細書、同年8月分の給料袋及び国民年金保険料の領収証書を提出する。また、申立期間当時の取締役の連絡先を示すので、同人から当時の状況を聞いて、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、複数の同僚の陳述等から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時もA社に継続して勤務していたことは推認できるが、i)申立期間当時の事業主の夫で、複数の元従業員が事実上の事業主であったとする者は、「申立人のことは記憶しているが、給与からの保険料控除は担当者に任せていたため分からない。A社は、私が退職した後に破産したため、申立期間当時の資料は、破産管財人の下にあるのではないか。」と陳述しているところ、破産管財人も、「A社の賃金台帳等を保管しておらず、申立人の申立期間における保険料控除等の状況は不明である。」と陳述しているほか、申立期間当時にC業務を担当していたとする取締役及び給与事務担当者にも照会したが回答を得られないことから、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない、ii)申立人及び複数の同僚は、「申立期間当時、A社の従業員数は20人ないし25人ぐら

いだった。」と陳述しているところ、オンライン記録によると、同社における申立期間当時の被保険者数は最小で6人、最大でも16人であるほか、申立人が名前を記憶している同職種の同僚5人のうち、2人は自身が記憶する入社日の約1年後に被保険者資格を取得しており、別の1人は同社における被保険者記録は無いことから、申立期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる、iii)全国健康保険協会D支部は、「申立人は、平成13年8月15日から15年10月11日まで健康保険の任意継続被保険者であった。」と回答しており、また、B市は、「申立人は、平成15年10月11日から17年10月1日まで国民健康保険の被保険者であり、当該期間に国民健康保険料の未納は無い。」と回答している等として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年12月24日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として、給与明細書1枚、給料袋1枚、国民年金保険料の領収証書及び申立期間当時の取締役の連絡先を提出しているが、給与明細書に年の記載が無い上、同明細書に記載された厚生年金保険料及び健康保険料の控除額は、いずれも申立人が主張する平成17年7月の保険料額とは符合せず、18年3月から同年8月までの申立人が負担すべき保険料額と一致することが確認できる。

また、平成17年8月分の給料袋から保険料控除を確認することができず、 国民年金保険料の領収証書を見ても、申立期間当時の厚生年金保険料控除等に ついて、確認できない。

さらに、申立期間当時の取締役は、「申立期間当時の資料は残っていないが、全従業員について、入社当時から厚生年金保険と雇用保険に加入させるようにしており、給与から保険料を控除していた。」と陳述しているが、当該陳述内容は、オンライン記録及び雇用保険の加入記録から、厚生年金保険と雇用保険の資格取得日が異なっている元従業員及び加入記録が確認できない元従業員がいること並びに元従業員の、「従業員によっては厚生年金保険に加入させないこともあった。」とする陳述内容等と符合せず、ほかに申立人の給与からの保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない ことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月11日から41年4月6日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社が経営する店舗で勤務した申立期間の加入記録が脱退手当金支給済みとされていることが分かった。

A社を退職する際、脱退手当金の説明は無く、請求した覚えも、受給した 覚えもないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は、A社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和41年6月30日に支給決定されていることが確認できる。

また、A社は、「当時に社会保険事務を担当していた職員に確認したところ、 退職者については、事業所で脱退手当金の請求手続を代行していたとのことだった。」と回答している上、同社提出の申立人に係る被保険者台帳(A社作成のもの)を見ると、厚生年金保険の欄に「脱退手当金請求済 41 年6月7日」 というゴム印が押されていることが確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されたページを含む前後計 14 ページに記載されている約 150 人のうち、申立人と同一時期(おおむね前後 2 年)に受給要件を満たし資格を喪失した女性従業員 47 人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含めて 33 人であり、そのうち申立人を含む 30 人が 6 か月以内に支給決定されているほか、同一支給決定日の受給者が多数見られることを踏まえると、

申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の記載が確認できる上、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年11月14日から32年8月9日まで

② 昭和32年8月26日から38年2月1日まで

脱退手当金の確認はがきには、A社及びB社(現在は、C社)での厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金支給済みと記載されている。

しかし、B社を退職した後に脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

そこで、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一時期(おおむね前後2年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した女性従業員6人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含めて3人であり、うち2人が資格喪失後約3か月以内に支給決定されていることが確認できる。

また、C社は、「退職者の話によると、申立期間当時、当社では脱退手当金を退職金の上積みと考え、退職金と併せて支払っていたそうだ。」と回答していることに加え、前述の受給者3人のうちの1人は、「会社は退職者に対して脱退手当金に関する説明を行っていた。私は、退職金と脱退手当金をもらい、それを両親に渡したことを覚えている。」と陳述していることから、当該事業所では、事業主による代理請求が行われていた可能性がうかがえ、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性は否定できない。

さらに、前述の被保険者名簿を見ると、申立人の欄には、脱退手当金が支

給されたことを示す「脱」の表示が確認できる。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から36年4月1日まで 私は、昭和29年3月に学校を卒業し、同年4月から36年3月まで、A社 (前身は、B社) において勤務していた。

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の記録 が無いとの回答を受けた。

B社が法人化した際、元C職に社会保険の新規適用事業所としての手続を 委託した記憶があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認め てほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

A社の同僚及び取引先の従業員の陳述などから判断すると、申立人は、申立 期間当時、A社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は見当たらない。

また、A社の元同僚は、「A社は、社会保険の適用事業所でなかったため、 当時、私は厚生年金保険に加入していなかったし、給与から保険料も控除され ていなかった。」旨陳述しているほか、上記以外の同僚は連絡先が不明である ことから、これらの者から厚生年金保険料控除等について事情照会することが できない。

なお、申立人は、「昭和29年4月頃、元C職にA社に係る社会保険の新規適用事業所としての手続を委託した。」としており、その時期は、「同人がC職を引退した後であった。」とも陳述しているが、D組織によると、同人のC職の期間は、申立期間後の昭和38年4月30日から42年4月29日までであると回答しており、申立人の陳述内容とは符合しない。

さらに、A社の事業主から回答が得られなかったことから、親族に事情照会 したところ、「A社は昭和39年頃に事業を解散したと聞いており、当時の資料 は保管していない。」と回答しており、申立期間の厚生年金保険料控除等につ いて確認することができなかった。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月19日から34年7月29日まで 年金事務所より脱退手当金の受給を確認するはがきが送付されてきたと ころ、私が勤務した期間のうち、A社での厚生年金保険の加入期間が脱退手 当金支給済みとの記載があった。

しかし、脱退手当金を請求したことや、受給した記憶もないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は、A社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約7か月後の昭和35年3月11日に支給決定されていることが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の氏名は、同年2月8日に旧姓から新姓に氏名変更されていることが確認できることから、当該氏名変更は、脱退手当金の請求に併せて行われたものと考えられる。

また、申立期間当時は、通算年金制度創設前の期間に当たり、20 年以上の 厚生年金保険被保険者期間がなければ厚生年金保険を受給できなかったこと から、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に も不自然さはなく、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事 情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月1日から11年7月1日まで

ねんきん定期便により、夫が事業主で、私が取締役を務めたA社における 申立期間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額より低く記録され ていることが分かった。給与明細書等は保管していないが、当該記録は社会 保険庁(当時)の入力ミスだと思うので、申立期間の標準報酬月額を、実際に 受け取っていた給与額に見合う記録に訂正してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額よりも低く記録されていると申し立てている。

しかし、商業登記の記録から、A社は平成16年5月に解散していることが確認でき、年金事務所も同社に係る関係資料を保管していない。また、申立人及び申立期間当時に同社の税務関係業務を受託していた会計事務所も関係資料を保管していないため、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認することができない。

さらに、申立人に係る標準報酬月額の記録について、遡及訂正等の不自然な 処理が行われた形跡は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年7月1日から14年1月1日まで

ねんきん定期便により、私が代表取締役を務めたA社における申立期間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。給与明細書等は保管していないが、当該記録は社会保険庁(当時)の入力ミスだと思うので、申立期間の標準報酬月額を、実際に受け取っていた給与額に見合う記録に訂正してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額よりも低く記録されていると申し立てている。

しかし、商業登記の記録から、A社は平成16年5月に解散していることが確認でき、年金事務所も同社に係る関係資料を保管していない。また、申立人及び申立期間当時に同社の税務関係業務を受託していた会計事務所も関係資料を保管していないため、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認することができない。

さらに、申立人に係る標準報酬月額の記録について、遡及訂正等の不自然な 処理が行われた形跡は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年3月23日から41年3月5日まで

② 昭和42年6月1日から43年12月31日まで

脱退手当金の確認はがきにおいて、A社B営業所及びC社における厚生年金保険の加入期間について脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人の記名・押印 が有り、婚姻前の住所が記載されている上、脱退手当金計算書の「領収書」欄 にも、申立人の記名・押印が有ることが確認できる。

また、申立人の脱退手当金は、C社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和44年3月7日に支給決定されており、A社B営業所及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄を見ると、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されている上、申立期間の脱退手当金支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険 者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の 前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。 しかし、当該未請求の期間は1か月と短期間である上、上記の裁定請求書の「前に被保険者として使用された事業所の名称」欄にも当該期間に係る事業所名が記載されていないことから、申立人が、脱退手当金請求時点において当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認識していなかったと考えられ、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年7月1日から30年6月4日まで 私がA社で勤務した期間に係る厚生年金保険の加入期間について、後に勤 務したB社を退社後に脱退手当金を支給されたとの記録になっている。

B社を退職した時に、同社の事務員が手続してくれて脱退手当金を受け取ったことは記憶しているが、A社の期間については、脱退手当金を受け取った記憶はないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後に勤務したB社に係る厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受け取ったことを記憶しているが、A社に係る被保険者期間については脱退手当金を請求した記憶がなく、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は、B社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和40年6月4日にA社とB社の被保険者期間を合わせた期間を計算の基礎として支給決定されており、支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人のA社とB社に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、脱退手当金が支給決定される直前の昭和40年4月9日付けで、脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁(当時)から管轄の社会保険事務所(当時)へ回答したことを示す「回答済」の押印が確認できる。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が記載されたページを含む合計9ページの被保険者のうち、申立人と同時期(おおむね前後各3年以内)に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしていた18人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含む13人が

受給しており、そのうち 12 人が資格喪失後 6 か月以内に支給決定されている 上、支給決定日が同一の者も散見されることから、事業主による代理請求の可 能性がうかがえる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、支給済期間の間に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年7月31日から25年3月25日まで 厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した 期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。

A社には、先に勤務していた父の紹介で同社本社に入社し、C職として働いた。その後、しばらくしてから新しくできた同社B営業所へ異動し、D業務の仕事に従事した。同社退職後は、C職の技術を活かし、父と一緒に同社の下請を行っており、加入記録が確認できる8か月間の勤務だけでは、下請を行える技量は身につかない。

申立期間もA社で勤務していたことは間違いないので、申立期間について、 厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてもA社で継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、A社は、「申立期間当時の人事関係資料を保管しておらず、申立人の在籍を確認できない。申立期間当時も勤務していた従業員が一人だけ現在も在籍しているが、その者も申立人を覚えていない。」としている。また、申立人が共に勤務していたとする申立人の父は既に死亡している上、申立人から名前の挙がった上司等も、死亡又は連絡先が不明のため、これらの者から申立人の申立期間における勤務状況を確認することができない。

さらに、A社及び同社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に加入記録が有り、連絡先の判明した元従業員9人に照会したが、回答の有った6人(申立人と同じC職で、上司を務めていたとする者1人を含む。)はいずれも申立人を記憶しておらず、これらの者から申立人の申立

期間における勤務状況を確認することもできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 大阪厚生年金 事案 11123 (事案 6856 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年3月20日から42年8月31日まで

② 昭和42年9月12日から46年7月21日まで

A社及びB社で勤務していた期間(それぞれ申立期間①及び②)については、脱退手当金が支給されたことになっているが、私は脱退手当金を受け取っていないため、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが、申立人の委任に基づき事業主による代理請求の可能性が高いものと考えられる等として、申立ては認められなかった。

しかし、私は、会社に代理請求を依頼した記憶はなく、年金事務所は、「代理請求の場合、委任状が無いと裁定請求書を受け付けないので、脱退手当金を支払うこともない。」と説明しているところ、年金事務所に私の委任状が保管されていないことから、事業主が代理請求したとは考えられない。

納得できないので、改めて審議の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和46年10月8日に支給決定されている、ii)申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、同年8月9日にC社会保険事務所(当時)で受け付けられていることが確認でき、同請求書の「最後に被保険者として使用された事業所」欄には、B社のゴム印が押されており、申立人と同時期に資格を喪失した同僚3人の脱退手当金裁定請求書を見ても、同様に同社のゴム印が確認できることを踏まえると、申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる、

iii) B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年7月2日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「会社に代理請求を依頼した記憶はない。」、「年金事務所に問い合わせたところ、『代理請求の場合、委任状が無いと裁定請求書を受け付けないので、脱退手当金を支払うこともない。』との説明を受けた。年金事務所に裁定請求書は残っていても、委任状が残っていないことから、事業主による代理請求は考えられない。」と主張している。

しかし、委任状の取扱いについて、日本年金機構D事務センターは、「事業主による代理請求の場合、裁定請求書に委任状を添付するのが原則であるが、当時、この取扱いが徹底されていたかどうかについては当時の資料が残っていないため不明である。」、「申立人に説明を行った職員は、『申立人に対して、委任状が無いと代理請求ができないと断言はしていない。原則として委任状が必要であるが、当時の状況は資料が残っていないので不明であると説明した。』としている。」と回答しており、委任状が残っていないことをもって、事業主による代理請求はなかったと認めることはできない。

このほか、申立人から新たな資料及び情報の提出は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年5月15日から58年7月30日まで

② 昭和59年9月1日から平成3年3月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額よりも低く記録されていることが分かった。申立期間当時の給与額は40万円以上であったので、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の給与額は40万円以上であったのに、年金事務所に記録されている標準報酬月額はこれより低額であると申し立てている。

しかし、A社は、申立人の申立期間における標準報酬月額の決定及び改定に係る通知書を全て保管しており、これらの通知書を見ると、記載されている申立人の標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、A社は、「申立期間当時の賃金台帳等を保管していないので、申立人の申立期間における保険料控除額については確認できないが、標準報酬月額決定通知書等の内容から判断して、年金事務所の記録どおりの標準報酬月額に基づく保険料を控除した。」としている。

さらに、申立人は、事業主と二人で話し合い、給与額を 40 万円以上と取り 決めた旨陳述しているところ、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、同 人から申立人の申立期間における給与額及び保険料控除額について確認する ことができない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の確認できる元従業員に照会し6人から回答を得たが、自身の

標準報酬月額が実際の給与額よりも低くなっているとする者はいない上、この うち1人が申立期間の一部に係る給与明細書を保管しており、同明細書に記載 されている保険料控除額に基づく標準報酬月額は、同人のオンライン記録にお ける標準報酬月額と一致している。

また、上記被保険者名簿及びオンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額に遡及訂正等の不自然な点は見られない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年7月30日から43年2月1日まで

② 昭和43年3月21日から45年12月28日まで

③ 昭和46年5月24日から47年8月16日まで

A社、B社及びC社に勤務していた期間(それぞれ申立期間①、②及び③)については、脱退手当金が支給されたことになっている。しかし、脱退手当金を受給した覚えはなく、当時は経済的にも苦しくなかったので受給する必要もない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、管轄の年金事務所が保管する申立人に係る脱退手当金裁定請求書を 見ると、申立人の記名及び押印が確認できる上、支払金融機関は、申立人の当 時の住所地の最寄りの郵便局での隔地払(通知払)となっている。

また、当該裁定請求書に記載されている脱退手当金の支給額及び支給決定日は、いずれもオンライン記録と一致しているほか、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にある2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、前述の脱退手当金裁定請求書を見ると、過去に被保険者として使用された事業所の名称を請求者自らが記入する欄に、この2回の被保険者期間が記入されていないことが確認できる上、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていたことから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年8月17日から37年4月29日まで

② 昭和37年11月22日から41年10月18日まで

A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②については、脱退手当金が支給されたことになっている。しかし、脱退手当金は請求も受給もしていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、B社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和41年12月9日に支給決定されている。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の欄に脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていたことが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年11月2日から37年5月1日まで

日本年金機構から送付されてきた脱退手当金の受給についての確認はが きによると、A社に勤務していた申立期間については、脱退手当金が支給さ れたことになっている。

しかし、脱退手当金は請求も受給もしていないので、調査の上、申立期間 を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立人は、A社で昭和37年5月1日に被保険者資格を喪失した後、国民年金に任意加入する52年5月31日まで公的年金に加入しておらず、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえないほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理にも不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていたことが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和30年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年12月30日から52年2月28日まで

② 昭和54年3月から58年9月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答を受けた。申立期間①はA社に、申立期間②はB社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は申立期間も継続してA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立期間当時の事務担当者は、「申立人のことは記憶していないが、通常、退職日の翌日に厚生年金保険の資格を喪失させており、退職日は本人の申出により決めていた。申立人の資格喪失日が12月30日となっているのであれば12月29日に退職したということである。退職を希望していない従業員の資格を喪失させることはありえず、資格喪失後に加入していない期間の厚生年金保険料を控除することはない。」と陳述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立期間当時に被保険者記録のある元従業員6人に照会を行ったところ、回答があった4人のうち3人は申立人を記憶しておらず、唯一申立人を記憶していた1人は、「申立人が在籍していたのは短期間であったという記憶はあるが、申立期間に勤務していたか否かは覚えていない。」と陳述しており、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除をうかがわせる陳述を得ることができなかった。

さらに、A社は、平成11年9月\*日付けで破産終結決定されていることが

商業登記簿謄本により確認でき、申立期間当時の事業主も既に死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、雇用保険の加入記録及び元従業員の陳述から判断して、申立人が申立期間にB社で勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 59 年 4 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、昭和57年9月に入社し、59年頃から事務を担当していた元従業員は、「私が入社した時点では、会社は厚生年金保険に加入していなかった。自身が事務担当となってから新規適用の届出を行い、その時点で在籍していた従業員全員を加入させた。新規適用前の厚生年金保険に加入させていない期間に、給与から保険料控除することはなかった。」と陳述しているところ、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間当時の事業主を含む10人が、同社が適用事業所となった日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、B社は、平成9年6月\*日に解散していることが商業登記簿謄本により確認でき、申立期間当時の事業主も既に死亡しているため、

申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月 21 日から 46 年 5 月 30 日まで 社会保険事務所(当時)に年金受給の裁定請求を行ったところ、A社及び B社(現在は、C社)に勤務した期間の脱退手当金が支給済みとなっている 旨の回答を受けた。

昨年、日本年金機構から脱退手当金の受給を確認するはがきが届いたので、 改めて脱退手当金を受給したか否か考えてみると、そもそも脱退手当金の制度があることを知らなかったし、脱退手当金の請求も受給もしたことが無いので納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金支給決議書によると、B社の被保険者資格を喪失した日から約8か月後の昭和47年1月8日に脱退手当金を請求し、同年同月28日に支給決定されており、当該裁定請求書の氏名欄及び支給決議書の領収欄には、申立人の記名及び同一のはんこによる押印が確認できる。

また、上述の裁定請求書によると、事業所の欄にB社のゴム印が押されていることが確認できることのほか、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期(おおむね2年前後)に脱退手当金の受給要件を満たし資格を喪失した女性従業員の支給状況を調査したところ、13人中9人に支給記録があり、9人全員が資格喪失日から3か月以内に支給されていることから、脱退手当金の請求手続について、事業主の関与があった可能性が高い

ものと考えられる。

さらに、上述の裁定請求書及びB社に係る前述の被保険者名簿の記載内容に 疑義は無い上、脱退手当金の支給額は法定支給額と一致しており、A社及びB 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、いずれも申立人の欄に 脱退手当金が支給されたことを示す「脱 47.1.12」の表示が確認できるなど、 一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正13年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年10月5日から33年5月26日まで 日本年金機構から送付された脱退手当金の受給を確認するはがきにより、 A社における被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとなっているこ とを知った。

脱退手当金を受給した記憶はないので、申立期間を厚生年金保険の被保険 者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人に係る脱退手当金は、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約5か月後の昭和33年10月20日に支給決定されていることが確認できる上、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無く、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の記載が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、前述の被保険者名簿によると、申立人の生年月日は昭和33年9月6日付けで、大正13年\*月\*日から同年\*月\*日と戸籍上の生年月日に訂正されており、申立期間の脱退手当金が昭和33年10月20日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて生年月日の訂正が行われたと考えるのが自然である。

さらに、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立期間での被保険者資格を喪失後、通算年金制度が創設されるまでの間、厚生年金保険の被保険

者資格を取得していない申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはう かがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることは できない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年10月1日から31年4月10日まで

② 昭和38年12月9日から42年10月1日まで

日本年金機構から送付された脱退手当金の受給を確認するはがきにより、A社(現在は、C社)及びB社で勤務していた期間について、昭和31年(申立期間①)及び43年(申立期間②)にそれぞれ脱退手当金が支給済みとなっていることを知った。

脱退手当金を受給した記憶はないので、申立期間を厚生年金保険の被保険 者期間として認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないとしている。

しかし、申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、A社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1か月後の昭和31年4月25日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳によると、保険給付欄には、脱退手当金の支給記録が確認でき、記載されている支給金額、資格期間及び支給年月日等は、オンライン記録と一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

次に、申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、B社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約6か月後の昭和43年3月25日に支給決定されていることが確認できる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人を含む前後102人のうち、申立人と同一時期(おおむね5年前後)に脱退手当金の受給要件を満たし資格を喪失した女性従業員11人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め6人見られ、そのうち5人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

さらに、B社に係る前述の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立期間①及び②について、申立人から聴取しても、受給した 記憶がないという主張のほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわ せる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立 期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできな い。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①及び②の前にそれぞれ有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間①、②及び未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は全て別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和33年生

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月31日から58年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に確認したところ、A 社で勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同事業所 ではB業務の仕事をしており、給与から7,102円の厚生年金保険料を控除さ れていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年6月1日から58年6月末までA社において勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和57年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、同年7月31日に適用事業所ではなくなっていることから、申立期間は適用事業所とはなっていない期間に当たる。

なお、申立人提出の資料によると、申立期間当時、A社のC部門及びD部門として、E社が発足していることが確認できることから、オンライン記録において、事業所名称検索を行ったが、同社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は見当たらなかった。

また、申立人のA社に係る雇用保険の加入記録を見ると、昭和57年6月1日に資格を取得、同年7月30日に離職となっており、厚生年金保険被保険者記録と一致している。

さらに、申立人は、申立期間の給与から厚生年金保険料が控除されていたと申し立てていることから、A社に係るオンライン記録で被保険者であった6人全員のうち、所在の判明した3人に照会したところ、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除についての具体的な陳述は得られなかったものの、複数の同僚からは、「昭和57年7月にA社は倒産し、その当時、同事業所及び

E社に勤務していた者は全て退職することになった。」旨の陳述があった。

加えて、オンライン記録において、申立人の旧姓を含め、氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月1日から63年10月1日まで

私は、昭和45年11月1日から平成6年12月15日までA社に取締役として勤務しており、申立期間において、給与の支給額は38万円ほどであったが、社会保険事務所(当時)の記録では、標準報酬月額が36万円で届けられている。入社当時から事務職で給与は固定給であり、休職等はしたことがなく、給与が下がった記憶もないので、申立期間の標準報酬月額を正しい額に訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における申立期間の標準報酬月額が昭和62年10月の定時決定において38万円から36万円に減額となっていることが納得できないと申し立てているものの、給与明細書等を保管しておらず、同社は平成12年7月1日に適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者はいずれも死亡していることから、申立人の申立期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について事情照会を行うことができない。

また、申立人と同じく取締役であった同僚は、「申立期間当時の事情は分からないが、社会保険事務所の定時決定で標準報酬月額が決定されたのであれば、社会保険事務担当者はその決定通知額に見合った保険料しか給与からは控除していなかったはずである。」と陳述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に記録のある申立人を含む32人全員について調査したところ、申立期間の昭和62年10月の定時決定において、標準報酬月額が上がっている者が10人、変更の無い者が17人、下がった者が申立人を含めて5人認められるものの、いずれの者についても不自然な遡及訂正等の記録は見当たらない。

加えて、上記 32 人のうち、昭和 62 年 10 月の定時決定において、標準報酬 月額が下がっている者及び変動の無い者 22 人のうち、所在の判明した 15 人に 事情照会し、12 人から回答が得られたところ、そのうち 2 人が保管していた 給与明細書を見ると、保険料控除額に基づく標準報酬月額は、いずれもオンライン記録と一致している上、当該同僚 2 人は、「申立期間における標準報酬月額が不当に低い額で届けられていた等の記憶はない。」旨陳述している。

また、申立人が加入していたB厚生年金基金及びC健康保険組合の記録で確認できる標準報酬月額も、申立人のオンライン記録と一致している。

このほか、申立人主張の給与支給額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月1日から45年8月21日まで サーク保険事業所(VV時) で特別末分の者物原件年入の共享基本な行

社会保険事務所(当時)で特別支給の老齢厚生年金の裁定請求を行った際、A社における厚生年金保険の加入期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることを知り、年金事務所から送られてきたはがきにも、同じ内容が記載されていた。

脱退手当金を受給した記憶はないので、申立期間を厚生年金保険の被保険 者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、A社は、「申立期間当時、退職者に脱退手当金について説明し、希望する者には脱退手当金の代理請求を行っていた。」旨回答している。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同時期(おおむね2年以内)に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている35人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給者は申立人を含めて18人であり、そのうち13人は資格喪失後6か月以内に支給決定されている。そのほか、申立期間当時に同社を退職し、脱退手当金を受給している同僚は、「A社では、脱退手当金の代理請求を行っていた。」旨回答していることから、事業主による代理請求がなされていた可能性が考えられる。

また、A社に係る上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が確認できる上、脱退手当金支給額に計算上の誤りは無く、同社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した日から5か月後の昭和46年1月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自

然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる 事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月26日から43年8月21日まで

年金事務所から脱退手当金の受給を確認するはがきが送付されてきたところ、私が勤務した期間のうち、A社(現在は、B社)での厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの記載があった。

脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、年金事務所が保管する申立人に係る脱退手当金裁定請求書等 において、申立人の記名及び押印が確認できる上、記載されている住所は申立 人の記憶する当時の住所と符合し、支払金融機関は当該住所地に比較的近い郵 便局での隔地払(通知払)となっている。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱退」の表示が有る上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立 期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和18年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月12日から42年3月26日まで 厚生年金を受給する際、脱退手当金の受給期間が有る旨を社会保険事務所 (当時)から知らされていたが、今回、日本年金機構から送付された脱退手 当金の受給を確認するはがきにより、A社B営業所に勤務していた期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることを確認した。

当時、私は退職後すぐにC県に帰郷しており、脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶もないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は受給しておらず、請求した記憶もないとしている。

しかしながら、脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書には、D社会保険事務所(当時)で受付及び隔地払をした押印が確認できる。

また、申立期間に係る事業所の申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が有る上、申立期間に係る脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和42年6月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月20日から42年1月21日まで 年金事務所の記録では、私がA社に勤務していた期間に係る脱退手当金が 支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立 期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないとしている。

しかし、申立人の脱退手当金裁定請求書を見ると、事業所名記載欄には「A 社」の、事業所所在地欄にはB県の住所地のゴム印がそれぞれ押されており、 脱退手当金の支給記録が有る同僚 24 人の脱退手当金裁定請求書にも、申立人 と同様のゴム印が押されている上、複数の同僚は、「会社に脱退手当金を代理 請求してもらった。」旨陳述していることから、事業所による代理請求が行わ れたことがうかがえる。

また、申立人の脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無い上、A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和42年4 月6日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶がないという主張のほかに脱 退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年3月17日から37年8月21日まで 年金事務所の記録では、私がA社に勤務した期間に係る脱退手当金が支給 済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、 申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一時期(おおむね2年以内)に受給要件を満たして資格を喪失した女性 16人(申立人を含む)について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は15人であり、うち11人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されている上、申立人は、資格喪失後約4か月後の昭和37年12月24日が脱退手当金支給日と記録されており、当該支給日が同日の同僚が確認できることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、申立期間に係る 脱退手当金が支給決定される直前の昭和37年10月付けで脱退手当金算定のた めに必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁 に回答したことを示す「37.10.回答済」の表示が確認できる。

さらに、A社に係る前述の被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金を支給 したことを示す「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、 支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえな い。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月19日から43年1月11日まで

② 昭和43年1月11日から48年8月21日まで

年金事務所の記録では、私がA社及びB社に勤務していた期間に係る脱退 手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金の請求手続を行った記憶はあるが、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金の請求手続を行った記憶はあるが、受給しておらず、また、脱退手当金裁定請求書で確認できる氏名欄及び振込希望金融機関名の記載内容に疑義があることから同請求書に信憑性がない旨主張している。

しかし、申立人の脱退手当金裁定請求書を見ると、氏名欄は申立人の旧姓で記載されているものの、住所欄には請求時点での申立人の住所地である婚姻後の住所地が記載されている上、申立期間に係る脱退手当金は、当該裁定請求書に記載された申立人の当時の住所地に近い郵便局での隔地払(通知払)となっていることが確認できることから、申立人の脱退手当金は、口座振込では支払いされておらず、支払通知書が申立人の当時の住所地宛てに送付され、申立人は当該郵便局で脱退手当金を受領したと考えるのが自然である。

また、脱退手当金裁定請求書及びその添付書類により、管轄社会保険事務所(当時)は、昭和49年3月14日に当該裁定請求書を一旦は受け付けたものの、 当該裁定請求書に通算年金制度について検討した上で脱退手当金の受給を希望する旨の書面が添付されていなかったことから、上述の申立人の住所地に返戻し、同年3月26日付けの申立人の記名及び押印が確認できる当該書面とと もに当該裁定請求書を同年3月28日に再受付し、同年6月1日に支給決定したことが確認できる。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年5月6日から34年8月5日まで

② 昭和34年11月2日から39年7月29日まで

年金事務所の記録では、私がA社及びB社で勤務していた期間に係る脱退 手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立 期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないとしている。

しかし、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示とともに当該表示の記載年月とみられる「39 10」の記載が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和39年11月17日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金 を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月1日から36年11月20日まで 年金事務所の記録では、私がA社に勤務していた期間に係る脱退手当金が 支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を受給しておらず、請求した記憶もないので、 申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は受給しておらず、請求した記憶もないとしている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には脱退 手当金が支給されたことを示す「脱 \*\*」の押印が確認できる上、脱退手当 金の算定に係る厚生年金保険被保険者期間、脱退手当金支給金額及びそれらの 記載年月日の記載が確認でき、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年8月1日から同年9月1日まで

② 昭和57年4月11日から同年8月1日まで

③ 昭和57年9月2日から同年10月2日まで

年金事務所の記録では、私がA社及びB社に勤務した期間の一部が厚生年金保険の未加入期間となっているので、申立期間①、②及び③を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できる同僚は、「私の入社日は昭和56年のお盆の時期だったので、同年8月15日頃だったと思うが、入社時に会社の寮に挨拶に行った際に申立人がいたことを記憶している。」と陳述していることから、期間は特定できないものの、申立人は、当該期間の一部において同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る前述の被保険者名簿によると、同社は昭和57年7月\*日に倒産により厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は死亡しており、倒産時の事業主からは回答が得られなかったため、申立人の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A社に係る前述の被保険者名簿により、申立人の被保険者資格の取得日と同日の昭和56年9月1日に被保険者資格を取得し、同年9月26日に被保険者資格を喪失していることが確認できる上記同僚は、「私は、A社から2回給与をもらった記憶があるが、初回の給与からは保険料は控除されていなかった。」旨陳述している。

さらに、雇用保険の加入記録によると、A社における申立人に係る雇用保険被保険者資格の取得日は、オンライン記録の厚生年金保険被保険者資格の取得日と同日の昭和56年9月1日であることが確認できる。

加えて、オンライン記録及び申立期間当時の申立人の住所地であるC市の国 民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立期間①及び②について、国民年 金に加入し、付加保険料を含めた保険料を納付していることが確認できる。

申立期間②について、A社に係る前述の被保険者名簿において、当該期間における被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したものの、申立人が申立期間について同社に勤務していたことを陳述する者はいなかった。

また、A社の事業主からは回答が得られなかったことから、申立人の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、雇用保険の加入記録によると、申立人のA社での離職日は昭和 57 年4月10日であることが確認でき、当該記録はオンライン記録による申立人の同社に係る厚生年金保険資格の喪失日と符合している上、申立人に係る雇用保険受給資格者証から、申立人は、同社離職後の同年5月17日に求職の申込みを行い、申立期間の一部期間を含む同年6月24日から同年9月12日まで失業認定を受け、当該期間は基本手当を受給していることが確認できる。

加えて、上述のとおり、オンライン記録等により、申立人は、申立期間について、国民年金に加入し、付加保険料を含めた国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間③について、雇用保険の加入記録によると、申立人のB社における 資格取得日は昭和57年9月13日であることが確認できることから、申立人は、 当該期間のうち、同年9月13日から同年10月2日まで同社に在籍していたこ とが確認できる。

しかし、B社は、「申立期間当時の資料は残存していないので、申立人の申立期間に係る在籍状況及び保険料控除の状況等は不明である。」旨回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できる複数の同僚が申立期間当時の給与計算及び社会保険事務担当者であったとしている同僚は、「当時のB社は従業員の出入りが多かったので、1か月ぐらいの臨時期間を設け、当該期間中は、厚生年金保険の加入手続は行っておらず、給与から保険料を控除することは一切なかった。」旨陳述していることから、同社では、申立期間当時、必ずしも全ての従業員を入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

さらに、申立人に係る雇用保険受給資格者証によると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年9月2日から同年9月12日までの期間について、失業認定を受け、基本手当を受給していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③の厚生年金保険料を事業主により 給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当た らない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年3月頃から同年10月頃まで

② 昭和36年10月頃から37年5月1日まで

年金事務所の記録では、私がA社に勤務した期間(申立期間①)及びB社に勤務した期間(申立期間②)が厚生年金保険の未加入期間となっている。しかし、私は、申立期間①は、A社にC業務従事者として勤務し、申立期間②は、B社にE業務従事者として勤務していたので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社が設立された昭和36年3月頃から、同社にC業務従事者として勤務していたと申し立てているところ、同社に係る商業登記の記録から、同社の設立年月日は同年3月\*日であることが確認できるほか、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び商業登記簿に申立人が名前を挙げた複数の同僚及び役員の氏名が確認できる上、申立人が陳述している同社での業務内容等は、詳細かつ具体性が有り、不自然さはみられず、複数の同僚が回答している当時の同社の状況とおおむね符合することから、期間は特定できないものの、申立人は、同社が設立された同年3月頃に同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、昭和36年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが、同社に係る前述の被保険者名簿から確認でき、申立期間のうち、同年3月から同年6月1日までの期間は、同社は適用事業所とはなっていない上、当時の経理担当者は、「会社が厚生年金保険に加入する前には従業員の給与から保険料を控除することはない。」旨陳述している。

また、A社に係る前述の被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用 事業所となった昭和36年6月1日と同日に、同社での被保険者資格を取得し たことが確認できる同僚 47 人のうち、連絡の取れた 14 人に申立人の申立期間の勤務実態等について照会したが、申立人について記憶している者はいない。

さらに、A社は、昭和57年8月16日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は既に死亡しているため、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

なお、A社の複数の同僚は、「A社のC業務は、D市に所在したE社に委託 していた。」旨陳述しているため、申立人は当該事業所に勤務していた可能性 があるが、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所としての記録はなく、また、 D市を管轄する法務局に当該事業所の商業登記の記録は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、B社にE業務従事者として勤務していたと申し立てているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人が同僚として名前を挙げた者の氏名が確認できるとともに、申立人が陳述する申立期間当時の同社の所在地、事業主の自宅住所地は、同社の商業登記の記録と一致している上、申立人が陳述する同社での業務内容等は、詳細かつ具体性が有り、不自然さはみられず、複数の同僚が回答している当時の同社の状況等とおおむね一致することから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社に係る前述の被保険者名簿に氏名が確認でき、E業務従事者として勤務していた期間があるとする同僚二人は、「当初は、B社のE業務従事者として勤務していたが、途中で別の業務を担当する社員にしてもらった記憶がある。」旨陳述しており、うち一人は、「社員になった頃に、厚生年金保険に加入する話を事務員から聞いた記憶がある。」旨陳述しているところ、当該同僚二人の被保険者資格の取得日は、社員になったとする時期と符合していることから、同社では、E業務従事者については、厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったことがうかがえる。

また、B社は、昭和40年3月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は、既に死亡している上、同社の社会保険事務を一人で担当していたとされる経理事務責任者は、所在不明のため、これらの者から申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、当該申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和40年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月1日から63年12月29日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、私がA社にB職として勤務した期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されているとの回答を受けた。

A社では、11万円ないし30万円以上の給与が支給されていたので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の昭和 61 年 11 月\*日付けの住宅ローン保証依頼書(兼保証委託契約書)を見ると、年収欄に記載された年収証明等の金額と合致するとされる税込額は、申立人に係る 59 年 5 月から 62 年 7 月までの標準報酬月額の約 22.6 か月分であり、申立人が、申立期間においてオンライン記録の標準報酬月額を上回る額の給与を支給されていたことがうかがえる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に同社での被保険者記録が確認できる同僚のうち、申立人と同年代かつ同一職種とする複数の同僚の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額とほぼ同額の8万6,000円ないし12万6,000円で推移していることが確認できる上、同名簿では、申立人の申立期間における標準報酬月額が上記以外の同僚の標準報酬月額と比較して特に低額となっている状況もうかがえない。

また、前述の申立人と同一職種とする同僚の一人が所持するA社の在籍期間に係る給料支払明細書において確認できる給与支給額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っているものの、厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる上、当該同僚は、「私の標準報酬月額の記録は、実際の給与支給額のうち、基本給の額とほぼ一致し

ており、自身の標準報酬月額の記録に不審な点は無い。」旨陳述している。

さらに、A社は、既に解散しており、申立期間当時の事業主及び経理担当者に照会したものの、回答が得られなかった上、同社解散時の事業主は所在不明のため、同社等から、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

加えて、A社に係る前述の被保険者名簿及びオンライン記録において、申立 人及び申立期間に同社での被保険者記録が確認できる同僚の標準報酬月額に 係る遡及減額訂正等の不自然な処理が行われた事跡は認められない。

このほか、申立人主張の給与支給額を基に事業主が給与から厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年10月30日から42年6月28日まで

② 昭和42年9月4日から46年3月26日まで

脱退手当金の確認はがきが送付されたので、厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社及びB社での厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給済みとなっていることが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、 申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかしながら、申立期間に係る脱退手当金裁定請求書の「最後に被保険者として使用された事業所」欄には、B社の名称及び住所のゴム印が押されている上、申立人の退職時に社会保険事務を担当していたとする同僚は、「現場従業員が退職する際の退職手続に関する一切の書類については、上司を通じて本人に渡していた。申立人が退職した頃の私は、社会保険事務を担当し始めた直後であり、脱退手当金に係る事務手続に不慣れだったため、脱退手当金裁定請求書の記載内容に関する社会保険事務所(当時)からの照会を受け、同事務所に2回行ったことを覚えており、上司を通じて当該記載内容のことを申立人からメモで教えてもらったと思う。」旨陳述していることから、申立人の委任に基づき事業主による代理請求が行われたことがうかがえる。

また、申立期間に係る脱退手当金裁定請求書には、当該裁定請求書に押された社会保険事務所の受付印の日付(B社での申立人の被保険者資格喪失日から12日後の昭和46年4月7日付け)から約2か月後の昭和46年6月11日付け

の領収書が添付されている上、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されていた申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年9月18日から33年8月1日まで 脱退手当金の確認はがきを見ると、A社での厚生年金保険被保険者期間に 係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されたページを含む前後計7ページに記載されている女性のうち、申立人と同一時期(おおむね前後2年以内)に脱退手当金の受給要件を満たして資格を喪失した24人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含む18人であり、そのうち13人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されていることが確認できるところ、同社の元総務担当であったとする者は、「私は、女子従業員が退職する際、退職者全員に脱退手当金の制度のことを説明していた上、申立期間当時の女子従業員は、仲間内でよく脱退手当金制度のことを話していたので、当該制度のことを認識していたと思う。」旨陳述している上、上記受給者の一人は、「会社から、一時金でもらうか、将来に年金としてもらうかのいずれを選択するか聞かれた。申立人も説明を受けていると思う。」旨回答しており、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、A社に係る前述の被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金が支

給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社での申立人の被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和33年10月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前にある被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、当該未請求の被保険者期間は、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号により管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から43年4月1日まで 脱退手当金の確認はがきを見ると、A社での厚生年金保険被保険者期間に 係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、支給日において日本国内にはおらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管するパスポートには、出国年月日が昭和43年7月\*日、帰国年月日が44年7月\*日である旨のスタンプが押されていることから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金の支給日(昭和43年8月9日)において日本国外に出国中であったことが確認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同事業所での申立人の被保険者資格の喪失日から約4か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、通算年金制度のことを知らなかったと回答している上、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿から、A社を退職後、国民年金の強制加入被保険者に該当していたにもかかわらず、昭和51年2月10日に夫と連番で払い出された国民年金手帳記号番号により46年6月18日に遡及して国民年金の被保険者資格を取得し、50年4月からの国民年金保険料を納付していることが確認できることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前にある被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、当該未請求の被保険者期間は、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号により管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。